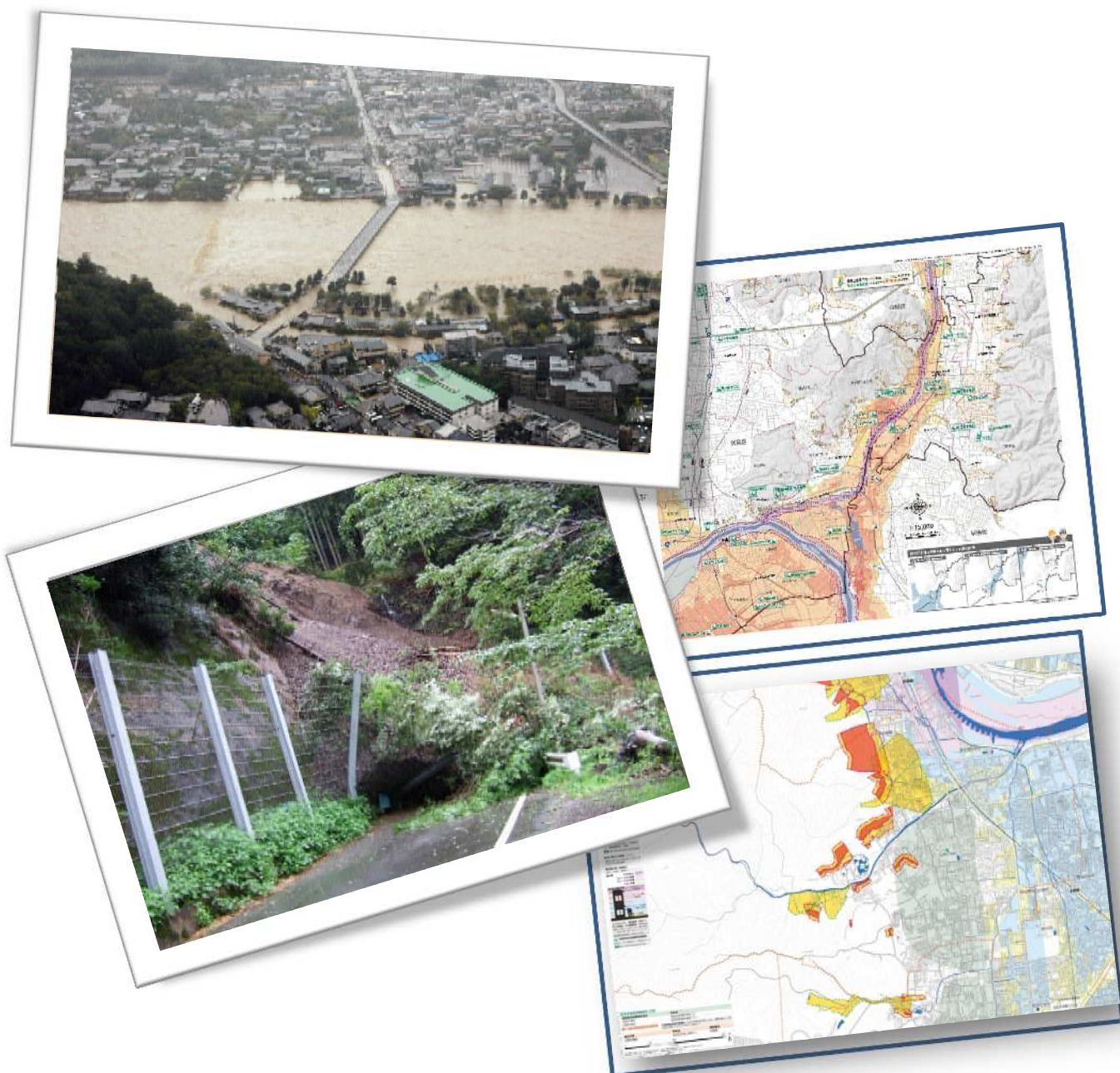


京都市避難情報判断・伝達マニュアル

〔水害・土砂災害編〕



はじめに

近年、「平成26年8月豪雨による広島市の土砂災害」や「平成27年9月関東・東北豪雨」等、台風や集中豪雨等による大規模な水害や土砂災害が全国各地で発生し、多くの尊い命が失われています。京都市域においても、「平成25年台風第18号」や「平成26年8月豪雨」によって大きな被害が発生し、多くの市民に対して避難勧告等を発令する事態となりました。このような状況の中、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会）が平成17年3月に策定され、その後、内閣府による全面的な見直しが行われ、平成26年9月に公表されました。

本市においては、同ガイドラインの見直し内容等を踏まえて、「京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕」（以下、「本マニュアル」という。）を平成28年3月に作成しました。

「平成30年7月豪雨」では、100万人を超える市民に避難勧告等を発令しましたが、住民の適切な避難行動に結び付かなかった課題を解決するため、本マニュアルを改定しました。

更に、令和元年の「東日本台風」等を受け、災害対策基本法が令和3年5月に改正され、これまでの避難勧告と避難指示（緊急）が一本化されたことなどを受け、タイトルを「京都市避難情報判断・伝達マニュアル」に変更するなど必要な改定を行いました。

なお、本マニュアルは、現時点での技術・知見等を前提としてとりまとめたものであり、今後の運用体制や新たな技術・知見等を踏まえ、本市としてよりの確な避難情報の発令が可能となるよう、必要に応じて見直しを行ってまいります（本マニュアルの改定経過については巻末に記載）。

●基本姿勢：市の責務

- ☑ 市民の生命・身体を保護するため、市民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供すること
- ☑ 発令する避難情報がどのような基準に基づいているかについて住民に周知し、情報共有を図ること
- ☑ 災害が発生するおそれがある場合等に市民が適時的確な判断ができるよう、一人ひとりの居住地等への災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図る取組を行うこと
- ☑ 避難情報は、一定のまとまりをもった範囲に対して発令するものであるため、市民一人ひとりがいざという時に自発的な避難行動を行えるよう、積極的な取組を行うこと

●基本姿勢：居住者等と地域の避難行動の原則

- ☑ 自然災害に対しては、「自分の身は自分で守る」という考え方の下、居住者等が自らの判断で避難行動をとることが原則
- ☑ 居住者等は、災害種別ごとに自宅等が「立退き避難」が必要な場所なのか、あるいは「屋内安全確保」で命の危険を脅かされる可能性がないのかなどについて、あらかじめ確認・認識することが必要
- ☑ 居住者等は、気象庁から気象注意報等が発表された場合、最新の気象情報の発表や避難情報の発令に留意し、積極的に情報収集を行うことが必要
- ☑ （警戒レベル3）高齢者等避難が発令された場合、避難に時間のかかる避難行動要支援者とその支援者は、避難行動をとることが必要
- ☑ （警戒レベル4）避難指示が発令された場合、居住者等は全員、速やかに予め決めておいた避難行動をとることが必要
- ☑ 災害発生の可能性が少しでもある場合、市民の安全を考慮して避難情報を発令することから、実際には災害が発生しない「空振り」となった場合、「幸運だった」という心構えを持つことが重要
- ☑ 自主防災組織等の地域コミュニティが相互に協力し、地域住民に対して防災訓練をはじめとする地域活動への積極的な参加を促すなど、災害時に一体となった避難行動をとることができるようにしておくことが重要

本マニュアル策定以降においても、これらの理解が促進されるよう継続した周知を行う。

京都市

目 次

1 マニュアルの概要	1
1.1 避難情報の判断・伝達マニュアルの目的	1
1.2 本マニュアルにおいて判断基準を定める自然災害	1
1.3 避難情報の種類	3
1.4 避難情報発令時における避難行動	6
1.5 立退き避難が必要な区域	8
2 避難情報の発令単位	9
2.1 避難情報の発令単位	9
2.2 水害による避難情報の発令対象学区等	9
2.3 土砂災害による避難情報の発令対象学区等	9
3 避難情報の発令の判断基準	11
3.1 水害による避難情報の発令の判断基準の概要	11
3.2 土砂災害による避難情報の発令の判断基準	36
4 避難情報の解除の判断基準	43
4.1 水害による避難情報の解除の判断基準	43
4.2 土砂災害による避難情報の解除の判断基準	45
5 台風の接近等から避難勧告等の解除までの流れと主な行動内容	46
6 避難情報の発令情報の伝達	50
6.1 避難情報の発令情報の伝達手段	50
6.2 情報伝達媒体ごとの伝達内容等	51
7 避難情報の発令の判断基準となる情報の定義と閲覧方法	57
7.1 水害による避難情報の発令の判断基準となる情報の定義と閲覧方法	57
7.2 土砂災害による避難情報の発令の判断基準となる情報の定義と閲覧方法	61
8 マニュアルの改定経過	63

1 マニュアルの概要

1.1 避難情報判断・伝達マニュアルの目的

本マニュアルは、大河川の氾濫や土砂災害のように、多数の人的被害が発生するおそれのある災害に対して、京都市が「(警戒レベル3) 高齢者等避難」、「(警戒レベル4) 避難指示」(以下、「避難情報」という。)を適切に発令するための具体的な判断基準や避難情報を市民等へ伝達する方法を定めるとともに、その内容を市民と共有することにより、**市民の生命・身体を守ることを目的とする。**

1.2 本マニュアルにおいて判断基準を定める自然災害

本マニュアルでは、

- ・ 洪水により相当な損害が生じるおそれがある河川として、国等が指定し河川管理者が水位の観測等を行っている洪水予報河川^{※1}又は水位周知河川^{※2}からの氾濫による**水害**
- ・ 水位が観測されていない又は氾濫危険水位等が設定されていない、その他河川(中小河川)^{※3}からの氾濫による**水害**
- ・ 土砂災害特別警戒区域^{※4}又は土砂災害警戒区域^{※5}における**土砂災害**

といった自然災害を対象に避難情報の発令の判断基準を定めたほか、水位が観測されていない内水氾濫^{※6}による浸水についても、避難情報を発令する可能性があることを記載した。

なお、土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に指定されていない地域の土砂災害については、避難情報の具体的な発令基準を定めることが困難であることから、本マニュアルの対象としていない。ただし、地域からの通報等により、避難情報を発令する可能性がある。

<表1 発令の対象とする自然災害>

災害種別	主に想定する誘因	災害形態
水害	台風や前線による大雨 短時間豪雨	・堤防からの越水や決壊等による「洪水予報河川」及び「水位周知河川」の氾濫、「その他河川(中小河川)」の氾濫 ・内水氾濫による浸水
土砂災害	短時間豪雨 台風や前線による大雨	・「急傾斜地の崩壊 ^{※7} 」及び「土石流 ^{※8} 」

※1 洪水予報河川

流域面積が大きく、洪水により相当な損害が生じるおそれがあるとして国や都道府県が指定した河川で、気象庁と河川管理者(国土交通省・京都府)との共同により水位や流量の予報が行われる河川

※2 水位周知河川

洪水により相当な損害が生じるものの、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川で、現状の水位や流量の情報が提供される河川

※3 その他河川(中小河川)

洪水予報河川、水位周知河川に該当しない全ての河川(本マニュアルでは、主として国及び府管理の河川で、洪水予報河川、水位周知河川に該当しないものを指す。)

※4 土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあるため、土砂災害警戒区域において求められる対策に加え、特定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造に対する規制が行われる区域

※ 5 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあるため、住民に対する危険の周知など警戒避難体制の整備が必要な区域

※ 6 内水氾濫

集中豪雨等により、側溝や下水道で処理しきれなくなった水が溢れ、建物や土地、道路等が浸水すること（河川の氾濫を「外水氾濫」という。）

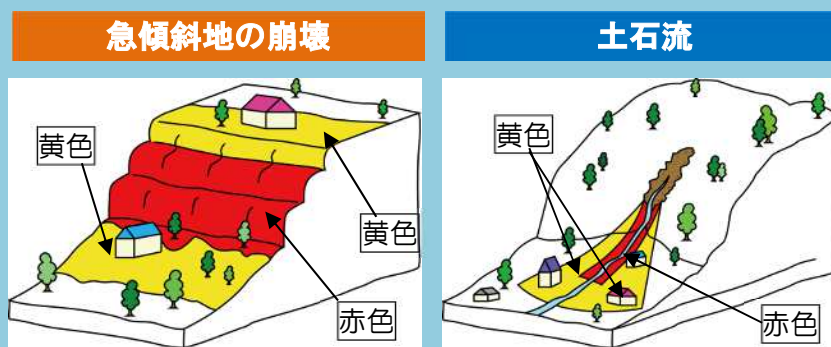
※ 7 急傾斜地の崩壊

傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象

※ 8 土石流

山腹が崩壊して生じた土石等または溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象

図中の赤色の区域が「土砂災害特別警戒区域」、黄色の区域が「土砂災害警戒区域」



1.3 避難情報の種類

1.3.1 避難情報の種類

避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が、安全に避難できる早めのタイミングで避難を促すための「(警戒レベル3) 高齢者等避難」と、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に避難を指示するための「(警戒レベル4) 避難指示」を発令する。

なお、「(警戒レベル5) 緊急安全確保」は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険なおそれがある場合等に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して指示するものであり、把握することができるとは限らないこと等から、必ず発令される情報ではない。

市民は発令された避難情報の種類に応じた**適切な避難行動**をとる必要がある。

(なお、避難情報については、警戒レベル4“避難指示”の発令で必ず避難行動を開始することが求められる。災害が発生・切迫している状況に至った場合は、警戒レベル5“緊急安全確保”を発令する場合があります、このときは命に危険が及ぶ可能性があるため、直ちに身の安全確保を取ることが必要である。)

<表2 避難情報の種類>

	災害の緊迫度	
	高い	極めて高い
災害の緊迫度	(警戒レベル3) 高齢者等避難	(警戒レベル4) 避難指示
避難情報の種類	(警戒レベル3) 高齢者等避難	(警戒レベル4) 避難指示
発令時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者等の避難行動要支援者^{※9}とその支援者が安全に避難できる早めのタイミングである状況 ●災害により<u>人的被害が発生するおそれ</u>があり、その他の人は避難行動の準備を行う必要がある状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により<u>人的被害が発生する可能性が高まり</u>、全員が避難行動を開始する必要がある状況
市民が取るべき行動	<ul style="list-style-type: none"> ●避難に時間のかかる避難行動要支援者とその支援者は、避難行動を開始 ●その他の人は速やかな避難に向けた準備(家族との連絡、非常時持出品の用意等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●立退き避難(指定緊急避難場所への移動、近隣の高い建物等への移動) ●屋内安全確保(建物内の安全な場所での待避)

※9 避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児等の避難に時間を要し、避難行動をする際に支援を行う必要がある人をいう。

1.3.2 警戒レベルの導入

平成31年3月の内閣府による「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴い、新たに「警戒レベル」が導入された。この警戒レベルは、防災情報を5段階の警戒レベルに分け、災害発生のおそれの高まりに応じて行動を市民に促す情報と市民がとるべき行動を関連付けるものである。

防災気象情報から避難行動が直感的にわかるよう伝達することを目的に導入されたものである。

<表3 警戒レベルの種類>

警戒レベル	行動を市民に促す情報	発表者	市民がとるべき行動
警戒レベル5	緊急安全確保 (災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、可能な範囲で発令)	市	既に <u>災害が発生又は切迫</u> している状況。 <u>命の危険 直ちに安全確保!</u>
警戒レベル4	避難指示	市	<u>避難場所への避難や屋内安全確保など、速やかに適切な避難行動とるべき状況。</u> なお、避難場所への立退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと思われる場合は、近隣の安全な場所への避難や自宅内のより安全な部屋への移動等の避難行動をとる。 ※「避難」は、必ずしも、避難場所に行くことではなく、あらかじめハザードマップなどでお住まいの地域の想定浸水深を確認するなど、避難場所への避難か屋内安全確保なのかを確認して適切な避難行動をとること。
警戒レベル3	高齢者等避難	市	避難行動要支援者とその支援者は避難を開始する状況で、その他の人は避難の準備を整える。
警戒レベル2	土砂災害注意報 氾濫注意報 大雨注意報等	気象庁	避難に備え、ハザードマップやマイ・タイムライン等により、自らの <u>避難行動を確認</u> する。
警戒レベル1	早期注意情報	気象庁	気象情報等の最新情報を確認するなど、災害への心構えを高める。

1.3.3 警戒レベル相当情報の導入

「警戒レベル相当情報」とは、国や都道府県が発表する「大雨警報」、「大雨危険警報」、「氾濫警報」、「氾濫危険警報」、「土砂災害警報」、「土砂災害危険警報」などの防災気象情報を5段階に整理した情報である。

これにより、防災気象情報と警戒レベルの関係性を明確にすることで、住民の自発的な避難行動等を支援する。市町村長は、警戒レベル相当情報を基本に、その他の情報も参考に総合的に判断して発令のタイミングや区域を定める。

ただし、本市では、山間部と都心部、また、北部と南部などによって、災害発生リスクが異なるおそれがあるため、きめ細やかに災害事象や地域を限定して、水害・土砂災害における避難情報の発令基準を定めている。よって、警戒レベル相当情報が発表された場合、必ずしも、同じレベルの避難情報を発令するものではない。

＜表4 警戒レベル相当情報の種類＞

警戒レベル相当等	住民が自ら避難行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）				
	洪水に関する情報			大雨浸水に関する情報	土砂災害に関する情報
	水位情報がある場合 (洪水予報河川)	水位情報がある場合 (水位周知河川)	水位情報がない場合 (その他河川(中小河川))		
警戒レベル5相当	氾濫特別警報 氾濫発生水位(実況)	大雨特別警報 氾濫発生情報 [＝氾濫発生水位(実況)]	大雨特別警報 洪水キキクル(災害切迫)	大雨特別警報 浸水キキクル(災害切迫)	土砂災害特別警報 土砂災害に関するメッシュ情報(災害切迫)
警戒レベル4相当	氾濫危険警報 氾濫危険水位(実況)	大雨危険警報 氾濫危険情報 [＝氾濫危険水位(実況)]	大雨危険警報 洪水キキクル(危険)	大雨危険警報 浸水キキクル(危険)	土砂災害危険警報 土砂災害に関するメッシュ情報(危険)
警戒レベル3相当	氾濫警報 避難判断水位(実況)	大雨警報 氾濫警戒情報 [＝避難判断水位(実況)]	大雨警報 洪水キキクル(警戒)	大雨警報 浸水キキクル(警戒)	土砂災害警報 土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル2	氾濫注意報	大雨注意報	大雨注意報	大雨注意報	土砂災害注意報
警戒レベル2相当	氾濫注意水位(実況)	氾濫注意情報 [＝氾濫注意水位(実況)]	洪水キキクル(注意)	浸水キキクル(注意)	土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル1相当					

注 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)、浸水キキクル(大雨警報の危険度分布)は気象庁ホームページで確認できる。

※10 大雨特別警報

台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に「大雨特別警報」が発表される。

大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報として運用する。

1.4 避難情報発令時における避難行動

「避難」は、必ずしも指定緊急避難場所（小・中学校等）に行かなくてはならないというものではない。「京都市洪水ハザードマップ、京都市内水ハザードマップ」※11や「京都市土砂災害ハザードマップ」※12により、浸水の深さや土砂災害の危険性など居住地の状況を確認したうえで、「屋内安全確保」なのか「立退き避難」なのか、また、急激な天候の変化で避難のタイミングを逃した場合は、最寄りの高く頑丈な建物等への避難など多様であり、市民は、下記の避難行動の選択例を参考として、**あらかじめ自らが取るべき避難行動を事前に確認しておくことが大切である**。また、**地下街等の地下施設に滞在している場合は、命の危険性が高まるため即時の立退き避難が必要である**。

なお、その際、夜間の大雨時などは立退き避難に危険が伴うことも考慮することが必要である。

さらに、川の水位は、雨が止んだ後、時間差で上がる場合があるため、**自宅周辺で雨が止んだからといって、安心はできないので、避難情報が解除されるまでは避難行動を継続することが必要である**。

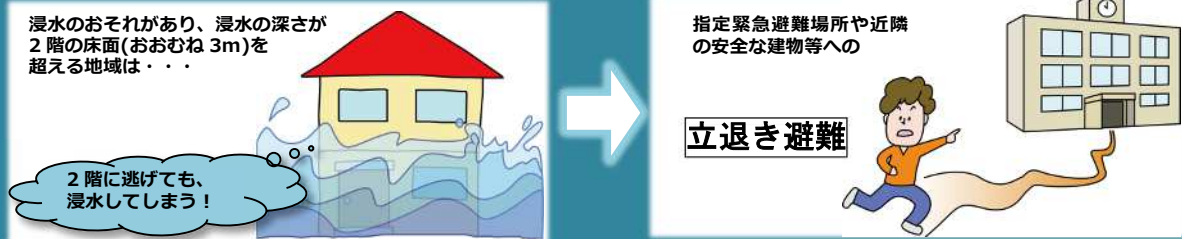
<表5 市民が取るべき避難行動>

避難行動	定義	行動内容
立退き避難	災害から身を守るため、 <u>現在地とは別の安全が確保された建物等に移動</u> すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定緊急避難場所への移動 ● 近隣の安全な建物等への移動
屋内安全確保	<u>屋内のより安全な場所へ待避</u> すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅2階以上で待避 ● 山と反対側の居室で待避

<参考> 避難行動の選択例（水害）

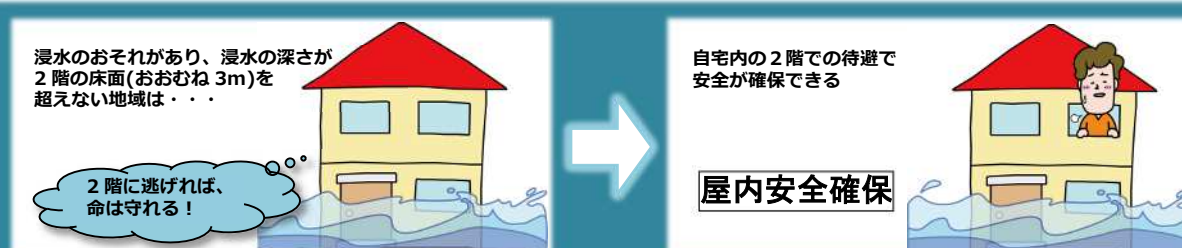
①水害において、立退き避難を選択するケース

- ・堤防の決壊等による河川の氾濫により、家屋が流出するおそれがある場合(家屋倒壊等氾濫想定区域*内の場合など)
- ・浸水の深さが床上の高さ（おおむね0.5 m）を超える可能性がある場合（平屋建て）
- ・浸水の深さが、2階の床面の高さ（おおむね3 m）を超える可能性がある場合（2階建て以上）
- ・地下、半地下に滞在している場合
- ・浸水が長時間継続するおそれがある場合



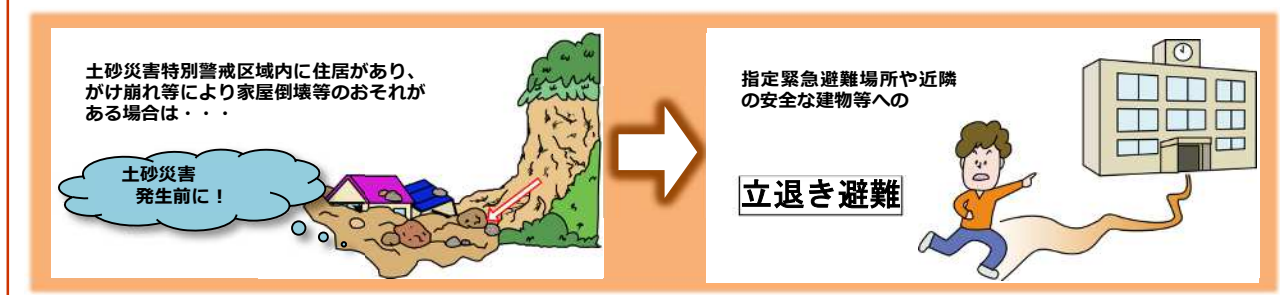
②水害において、屋内安全確保を選択するケース

- ・短時間の局地的な大雨の場合（局所的に浸水している箇所近づかなければ、命の危険はない）
- ・想定される浸水深が床下程度の場合（おおむね0.5 m未満）



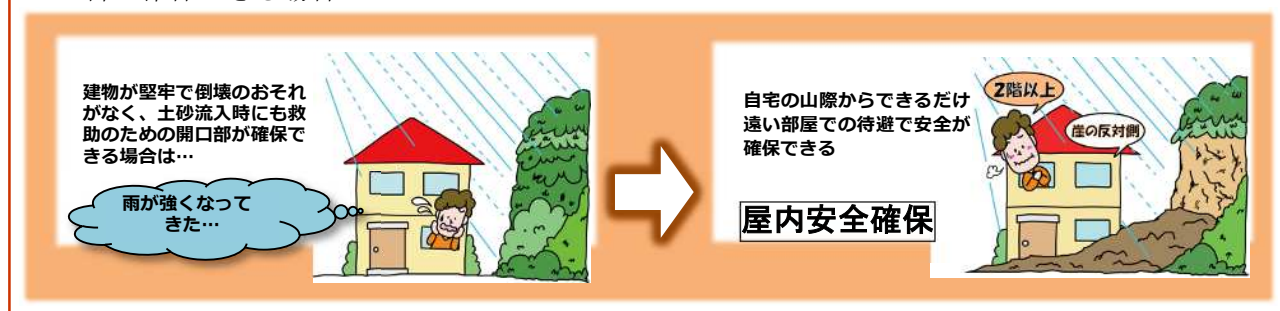
<参考> 避難行動の選択例（土砂災害）

- ・ 土砂災害警戒区域内に住居があり、急傾斜地の崩壊等により家屋倒壊のおそれではないものの、大量の土砂により救出困難となるおそれがある場合
- ・ 土砂災害特別警戒区域内に住居があり、急傾斜地の崩壊等により家屋倒壊等のおそれがある場合



④土砂災害において、屋内安全確保を選択するケース

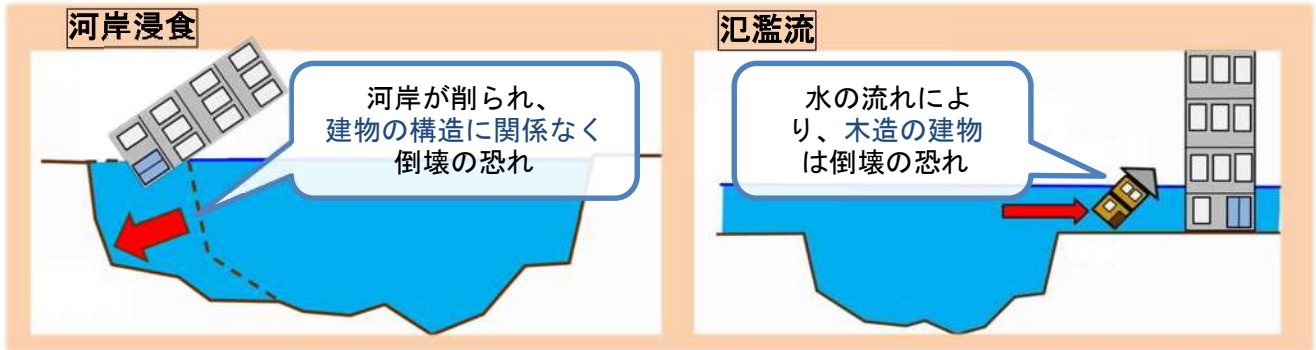
- ・ 建物構造が堅牢で倒壊のおそれがなく、急傾斜地の崩壊等による土砂流入時にも救助のための開口部が確保できる場合



1.5 立退き避難が必要な区域

1.5.1 「家屋倒壊等氾濫想定区域」が設定された理由（背景）

平成27年9月の関東・東北豪雨において堤防決壊に伴う氾濫流により多数の家屋が倒壊・流出したほか孤立者も多く発生しました。これらを教訓として、堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食が発生することが想定される区域を周知しておくことが重要であるため、「家屋倒壊等氾濫想定区域」が定められた。



1.5.2 「立退き避難が必要な区域」について

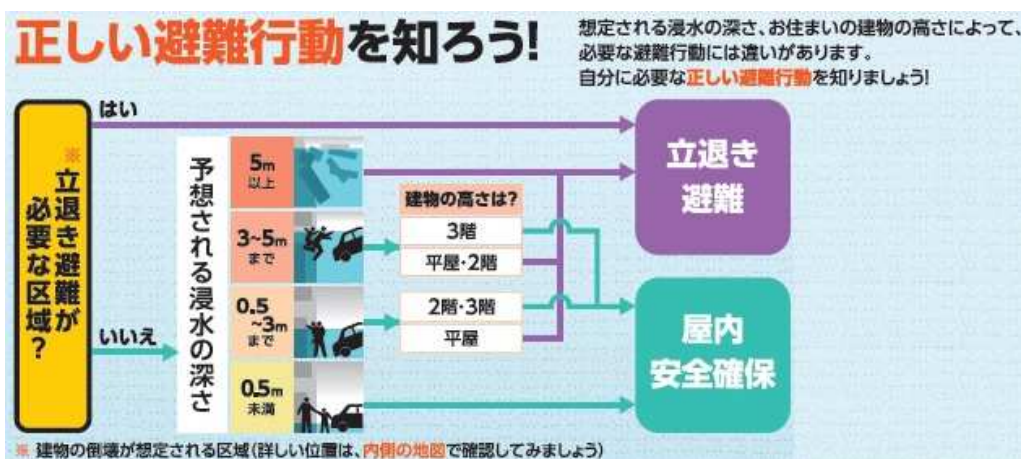
京都市では、「家屋倒壊等氾濫想定区域」（「河岸浸食」、「氾濫流」）を以下のとおり、京都市洪水ハザードマップ及び京都市内水ハザードマップに掲載している。

河川管理者の設定事項	京都市洪水ハザードマップ及び京都市内水ハザードマップの掲載内容
家屋倒壊等氾濫想定区域	立退き避難が必要な区域
河岸浸食	河岸が削られて…木造・非木造の建物の倒壊が想定される区域
氾濫流	水の流れによって…木造の建物の倒壊が想定される区域

1.5.3 市民が取る避難行動

京都市洪水ハザードマップ及び京都市内水ハザードマップの情報面に記載している「正しい避難行動を知ろう！」のフローチャートに従い、あらかじめ、正しい避難行動を確認する。

避難するタイミングは、京都市が発令する避難情報に従って避難する。



2 避難情報の発令単位

2.1 避難情報の発令単位

本マニュアルにおいては、水害、土砂災害ともに「学区等」を単位として避難情報を発令する。

2.2 水害による避難情報の発令対象学区等

水害による避難情報の発令対象となる学区等は、洪水予報河川は表 9（15 頁）、水位周知河川は表 13（26 頁）、その他河川（中小河川）は表 16（32 頁）に記載のとおりである。

避難情報が発令された場合、発令対象学区等のうち、居住地が京都市洪水ハザードマップに示す「洪水浸水想定区域内」に所在する住民は、居住地の浸水の深さなどに応じた避難行動（立退き避難又は屋内安全確保）をとる必要がある。

また、同じ水害でも、洪水浸水想定区域とは別に、京都市内水ハザードマップによって内水浸水想定区域が示されている。内水浸水想定区域における水路等や下水道による内水氾濫については、気象警報や降雨状況、通報による地域情報等から、避難を伴う浸水になると考えられる場合には、該当学区等に避難情報を発令する。

なお、洪水浸水想定区域外や内水浸水想定区域外であっても、周辺の河川・水路の氾濫や内水氾濫等が発生する可能性があり、周囲の状況に応じて適切な避難行動をとることが必要な場合がある。

2.3 土砂災害による避難情報の発令対象学区等

土砂災害による避難情報の発令対象となる学区等は、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」が所在する学区等で、表 19（38 頁）に記載のとおりである。

避難情報が発令された場合、発令対象学区等の住民のうち、居住地が京都市土砂災害ハザードマップに示す「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に所在する住民は、自らの居住地等の状況に応じた避難行動（立退き避難、屋内安全確保）をとる必要がある。

<表 6 京都市における災害種別ごとの避難情報の発令単位>

災害種別	避難情報の発令単位
水害	洪水予報河川及び水位周知河川、その他河川（中小河川）の氾濫や、内水氾濫により「浸水が想定される地域」が所在する学区等（河川氾濫については対象河川ごとに、内水氾濫については該当学区等に発令を行う）
土砂災害	「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」が所在する学区等（該当学区等に発令を行う）

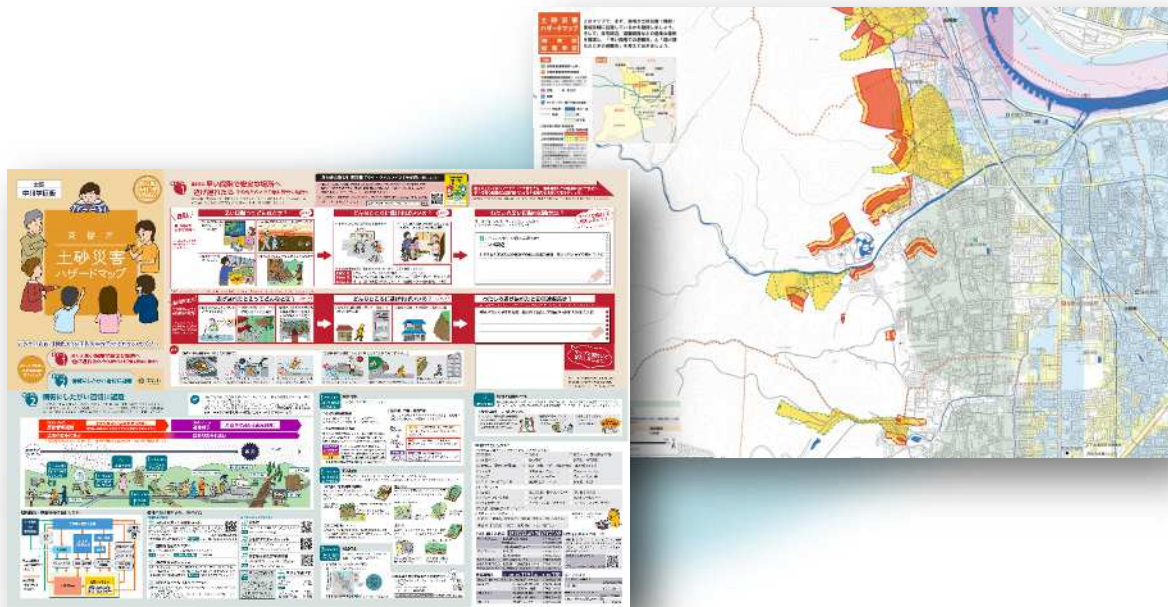
※ 1 1 京都市洪水ハザードマップ、京都市内水ハザードマップ

「洪水予報河川」及び「水位周知河川」、「その他河川（中小河川）」の洪水浸水想定区域や、内水氾濫の浸水想定区域のほか、立退き避難が必要な区域等のハザード情報、指定緊急避難場所（水害）を地図面に表示するとともに、正しい避難行動、避難情報の伝達手段、避難時の注意点等について情報面に掲載したマップ



※ 1 2 京都市土砂災害ハザードマップ

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、指定緊急避難場所（土砂災害）、避難経路等を学区等単位の地図面に表示するとともに、土砂災害の前兆現象や避難情報の伝達方法、避難時の注意点等について情報面に掲載したマップ

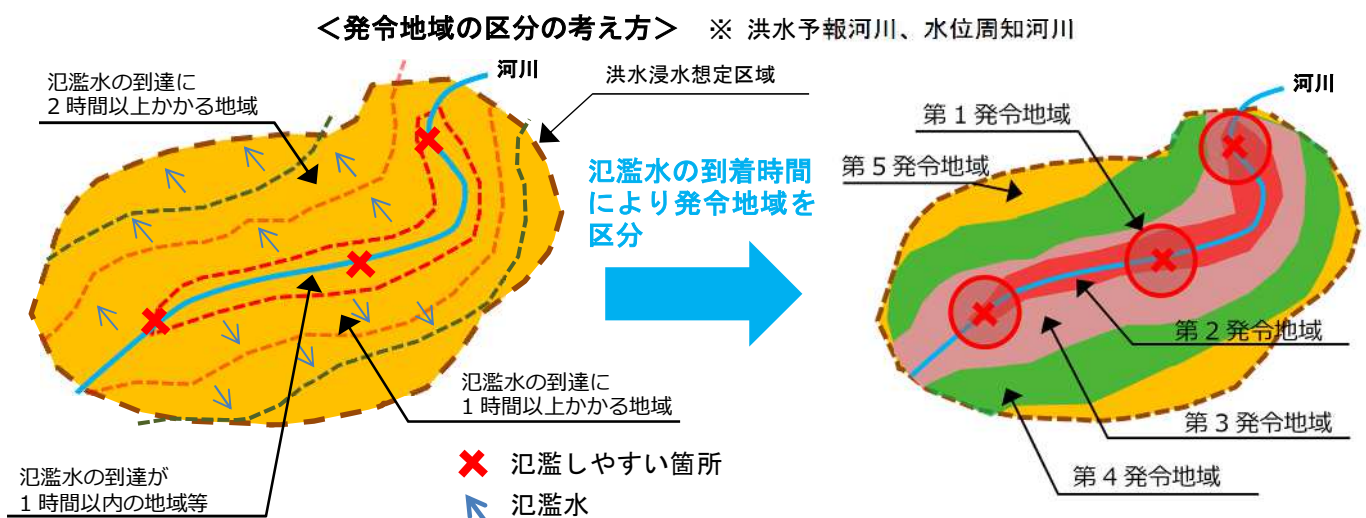


3 避難情報の発令の判断基準

3.1 水害による避難情報の発令の判断基準

水害による避難情報は、洪水予報河川及び水位周知河川ともに河川管理者が、各河川ごとに設定した「避難判断水位」、「氾濫危険水位」を発令の基準とする。その際、洪水浸水想定区域において、河川に隣接するなど早めの避難情報が必要な地域に加え、河川の氾濫水の到達時間に応じて避難情報の発令地域を5つに区分し、各発令地域ごとに定めた各水位観測所の水位に到達するなどの条件を満たした場合に避難情報を発令する。

なお、地域からの通報、ダムの異常洪水時防災操作の開始、河川氾濫等が発生した場合（警戒レベル5）等、本基準によることなく、避難情報を発令する場合がある。また、避難情報は夜間であっても発令するが、気象状況等から判断し、日没後に避難情報の発令の判断基準を満たす可能性が高いと判断した場合は、より確実に市民の安全を確保するため、日没前に避難情報を発令する場合がある。



発令地域	発令地域の区分基準
第1発令地域	氾濫しやすい箇所に隣接する地域
第2発令地域	1時間以内に氾濫水が到達する地域及び家屋等倒壊危険区域（河岸浸食）が含まれる地域
第3発令地域	氾濫水が到達するのに1時間以上かかる地域
第4発令地域	氾濫水が到達するのに2時間以上かかる地域
第5発令地域	氾濫が発生し、避難情報が発令されてから避難を開始しても避難場所までの移動が可能な地域

このほか、その他河川（中小河川）については、河川管理者による避難判断に資する水位が設定されていないため、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）を避難情報の発令の判断に活用する。その際、洪水浸水想定区域において、河川に隣接するなど早めの避難情報が必要な地域を中心に、一定の危険度に到達するなどの条件を満たした場合に避難情報を発令する。

内水氾濫については、避難判断に資する水位が設定されていないため、大雨危険警報の発表や、降雨の状況、地域からの通報など地域情報等を勘案して、避難を伴う浸水になると想定されるときは、個別の地域に対して避難情報を発令する場合がある。

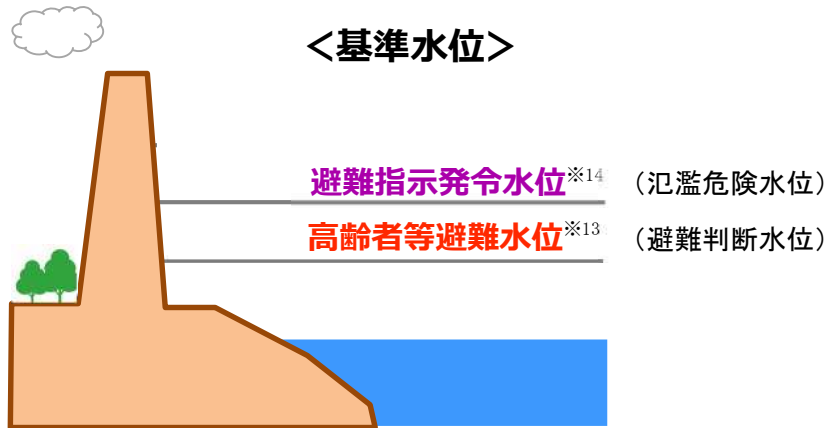
3.1.1 洪水予報河川における避難情報の発令の判断基準

洪水予報河川においては、下記の判断基準に達したとき、当該河川（発令対象学区）に避難情報を発令するものとする。

＜表 7 洪水予報河川における避難情報の発令の判断基準＞

（洪水予報河川：宇治川、桂川下流、木津川下流、鴨川・高野川）

（1）第 1 発令地域

区分	避難情報の発令の判断基準	
	氾濫警報が発表され、かつ、以下の条件を満たしたとき	氾濫危険警報が発表され、かつ、以下の条件を満たしたとき
警戒レベル	高齢者等避難	避難指示
警戒レベル	警戒レベル 3	警戒レベル 4
第 1 発令地域	水位観測所の水位が 「高齢者等避難発令水位^{※13}（避難判断水位）」 に達したとき	水位観測所の水位が 「避難指示発令水位^{※14}（氾濫危険水位）」 に達したとき
	 <p style="text-align: center;">＜基準水位＞</p> <p style="text-align: right;">避難指示発令水位^{※14}（氾濫危険水位）</p> <p style="text-align: right;">高齢者等避難水位^{※13}（避難判断水位）</p>	
<p><u>第 1 発令地域の各発令水位は、河川管理者が設定した水位等としていることから、「基準水位」という。</u></p>		

注 1 たゞし、降雨等の状況により、水位の上昇速度が速く、かつ、継続的な水位上昇が見込まれるときは、基準水位に到達しなくても早期に発令する場合がある。

注 2 破堤等により氾濫が発生した（又は発生が切迫している）場合は、発令地域区分に関わらず、当該行政区等に対して緊急安全確保を発令する場合がある。

※ 13 高齢者等避難発令水位

河川管理者が設定した「避難判断水位」

※ 14 避難指示発令水位

河川管理者が設定した「氾濫危険水位」

(2) 第2発令地域～第5発令地域

		避難指示の発令の判断基準	
区分		氾濫警報が発表され、以下の条件を満たしたとき	氾濫危険警報が発表され、以下の条件を満たしたとき
		高齢者等避難	避難指示
警戒レベル		警戒レベル3	警戒レベル4
第2発令地域	基準水位到達後、継続して水位上昇があったとき		
第3発令地域・第4発令地域		水位観測所の水位が発令地域ごとに設定した「 高齢者等避難発令水位 ※15」に達したとき	水位観測所の水位が発令地域ごとに設定した「 避難指示発令水位 ※15」に達したとき
第5発令地域	破堤等により氾濫が発生した（又は発生が切迫している）場合に、緊急安全確保を発令する場合があります。		

注1 ただし、降雨等の状況により、水位の上昇速度が速く、かつ、継続的な水位上昇が見込まれるときは、基準水位に到達しなくても早期に発令する場合があります。

注2 破堤等により氾濫が発生した（又は発生が切迫している）場合は、発令地域区分に関わらず、当該行政区等に対して緊急安全確保を発令する場合があります。

※15 各発令水位（高齢者等避難発令水位、避難指示発令水位）

第3発令地域の各発令水位は、基準水位に河川ごとの1時間分の平均水位上昇量を基準水位に加えた水位

第4発令地域の各発令水位は、基準水位に河川ごとの2時間分の平均水位上昇量を基準水位に加えた水位

3.1.2 洪水予報河川における避難情報の発令の判断基準となる水位と参考水位観測所

基準となる水位の確認方法は、「7.1 水害による避難情報の発令の判断基準となる情報の定義と閲覧方法（57頁）」に記載

＜表 8 洪水予報河川における避難情報の発令の判断基準となる水位＞

河川名	水位観測所	避難情報の種別	避難情報の発令の判断基準となる水位 [単位：m]				
			第1発令地域 (基準水位)	第2発令地域	第3発令地域	第4発令地域	第5発令地域
宇治川	向島	高齢者等避難	3.10	3.10+ α	3.25	3.40	—
		避難指示	3.60	3.60+ α	3.75	3.90	—
	淀	高齢者等避難	4.30	4.30+ α	4.45	4.60	—
		避難指示	4.80	4.80+ α	4.95	5.10	—
桂川	天竜寺	高齢者等避難	0.20	0.20+ α	0.48	0.76	—
		避難指示	0.50	0.50+ α	0.78	1.06	—
	桂	高齢者等避難	3.90	3.90+ α	4.07	4.24	—
		避難指示	4.00	4.00+ α	4.17	4.34	—
	納所	高齢者等避難	3.40	3.40+ α	3.57	3.74	—
		避難指示	3.80	3.80+ α	3.97	4.14	—
木津川 下流	八幡	高齢者等避難	4.10	4.10+ α	4.28	4.46	—
		避難指示	4.50	4.50+ α	4.68	4.86	—
鴨川・ 高野川	荒神橋	高齢者等避難	1.90	1.90+ α	2.10	2.30	—
		避難指示	2.30	2.30+ α	2.50	2.70	—

第2発令地域の発令の判断基準となる水位：

「+ α 」は、基準水位到達後、継続して水位上昇した場合を示す。

第5発令地域の発令の判断基準となる水位：

破堤等により氾濫が発生した（又は発生が切迫している）場合に発令する。

注 ただし、降雨等の状況により、基準水位に到達してもその後の水位上昇が見込まれないときは、直ちに避難情報を発令せずに監視を続ける場合がある。

3.1.3 洪水予報河川における避難情報の発令対象学区

洪水予報河川において、避難情報の発令の対象となる学区は、<表9>に記載のとおりである。

避難情報の発令に当たっては、指定緊急避難場所が開設できたところから、順次発令することを原則とする。

<表9 洪水予報河川における水位観測所と避難情報の発令対象学区>

▲：同じ河川の別の水位観測所にも発令対象が含まれる学区

■：別の河川にも発令対象が含まれる学区

<宇治川>

水位観測所	行政区	第1発令地域	第2発令地域	第3発令地域	第4発令地域	第5発令地域
向島	伏見区	—	南浜▲■、桃山南■、下鳥羽▲■、横大路▲■、納所▲■、向島▲■、向島南▲■、向島二ノ丸▲■、二の丸北▲■、向島藤ノ木▲■、淀▲■、淀南▲■	住吉▲■、板橋▲■	—	竹田▲■
	伏見区 (醍醐支所)	—	—	—	石田■	池田■、春日野■
淀	伏見区	—	南浜▲■、下鳥羽▲■、横大路▲■、納所▲■、向島▲■、向島南▲■、向島二ノ丸▲■、二の丸北▲■、向島藤ノ木▲■、淀▲■、淀南▲■	住吉▲■、板橋▲■	—	竹田▲■

<桂川（下流）>

水位観測所	行政区	第1発令地域	第2発令地域	第3発令地域	第4発令地域	第5発令地域
天竜寺	右京区	嵯峨、嵐山	嵯峨野、梅津■、北梅津■	—	—	南太秦■
	西京区	嵐山東	松尾	—	—	—
桂	下京区	—	—	—	—	七条■、七条第三■、西大路■
	南区	上鳥羽■、久世▲■	吉祥院■、祥豊■、祥栄■	—	唐橋■	九条塔南■
	右京区	—	梅津、西京極■、葛野■	—	—	南太秦
	西京区	桂川、桂東、桂徳、川岡東、松尾	川岡	桂	—	檜原
	伏見区	横大路▲■、久我▲■、久我の杜▲■	住吉▲■、板橋▲■、南浜▲■、下鳥羽▲■、納所▲■、羽束師▲■、淀▲■	—	竹田▲■	—
	伏見区 (深草支所)	—	—	—	—	藤森▲■
納所	南区	—	久世▲■	—	—	—
	伏見区	横大路▲■、納所▲■、久我▲■、羽束師▲■、久我の杜▲■、淀▲■	住吉▲■、板橋▲■、南浜▲■、下鳥羽▲■、淀南■	—	竹田▲■	—
	伏見区 (深草支所)	—	—	—	—	藤森▲■

<木津川下流>

水位観測所	行政区	第1発令地域	第2発令地域	第3発令地域	第4発令地域	第5発令地域
八幡	伏見区	—	淀南 [■]	—	—	向島 [■] 、向島南 [■] 、向島二ノ丸 [■] 、 二の丸北 [■] 、向島藤ノ木 [■]

<鴨川・高野川>

水位観測所	行政区	第1発令地域	第2発令地域	第3発令地域	第4発令地域	第5発令地域
荒神橋	北区	柘野	上賀茂、大宮、紫竹、 鳳徳、元町、紫明、 出雲路	—	—	—
	上京区	—	室町、京極、春日	小川、中立、 滋野	—	—
	左京区	—	川東、吉田、聖護院、 新洞、養正、養徳、下 鴨、葵、修学院、 修学院第二、上高野、 松ヶ崎、岩倉南	岡崎	北白川	岩倉北、明徳、市原野
	中京区	—	富有、龍池、初音、柳 池、銅駝、日彰、生 祥、立誠	梅屋、竹間、 明倫	本能	教業、城巽、乾、 朱雀第一 [■] 、朱雀第三 [■] 、 朱雀第七 [■]
	東山区	—	有濟、粟田、弥栄、新 道、六原、貞教、修 道、一橋、月輪	—	—	—
	下京区	—	成徳、豊園、開智、永 松、有隣、尚徳、稚 松、菊浜、皆山、崇仁	修徳、植柳、安 寧、梅逕	格致、 淳風、 醒泉、 大内 [■]	郁文、光徳 [■] 、七条 [■] 、 七条第三 [■] 、西大路 [■]
	南区	上鳥羽 [■]	九条塔南 [■] 、陶化、 東和、山王、祥栄	梅逕、東梅逕、 九条、 九条弘道、 南大内、 唐橋 [■] 、 吉祥院 [■]	—	祥豊 [■]
	右京区	—	—	—	—	西京極 [■]
	伏見区	下鳥羽	住吉 [■] 、竹田 [■] 、横大路 [■]	板橋 [■] 、南浜 [■] 、 納所 [■]	淀 [■]	淀南 [■]
伏見区 (深草支所)	—	砂川、深草	藤森 [■]	—	—	

3.1.4 洪水予報河川における避難情報の発令対象学区と指定緊急避難場所

指定緊急避難場所が複数箇所指定されている学区においては、避難情報を発令した際に、必ずしも全ての指定緊急避難場所が開設されているとは限らないため、テレビ（データ放送）やインターネット（京都市防災ポータルサイト）により、指定緊急避難場所の開設状況を確認する必要がある（指定緊急避難場所の開設状況等の確認方法は、「6 避難情報の発令情報の伝達（50～56頁）」に記載）

<表10 洪水予報河川における避難情報の発令対象学区と指定緊急避難場所>

発令対象学区名		指定緊急避難場所（令和8年6月1日時点）
行政区	学区名	（主として開設される指定緊急避難場所は、太字・下線で記載している）
北区	上賀茂	<u>上賀茂小学校</u>
	大宮	<u>大宮小学校</u>
	紫竹	<u>紫竹小学校</u>
	鳳徳	<u>鳳徳会館</u> 、鳳徳小学校
	元町	<u>元町小学校</u>
	紫明	<u>紫明小学校</u> 、京都教育大学附属京都小中学校（中・高等部）、大谷大学
	出雲路	<u>烏丸中学校</u> 、京極小学校
	柘野	<u>柘野小学校</u> 、西賀茂中学校、京都産業大学
上京区	室町	<u>室町小学校</u> 、 <u>烏丸中学校</u>
	小川	<u>みつば幼稚園</u>
	京極	<u>京極小学校</u>
	中立	<u>新町小学校</u> 、上京中学校
	滋野	<u>京都まなびの街生き方探究館</u>
	春日	<u>御所東小学校</u> 、府立鴨沂高等学校
左京区	川東	<u>天理教河原町大教会</u>
	吉田	<u>第四錦林小学校</u> 、近衛中学校
	岡崎	<u>錦林小学校</u> 、岡崎中学校
	聖護院	<u>京都市武道センター</u>
	新洞	<u>元新洞小学校</u>
	北白川	<u>北白川小学校</u>
	養正	<u>養正小学校</u>
	養徳	<u>養徳小学校</u> 、高野中学校
	下鴨	<u>下鴨小学校</u> 、下鴨中学校

発令対象学区名		指定緊急避難場所（令和8年6月1日時点）
行政区	学区名	（主として開設される指定緊急避難場所は、太字・下線で記載している）
左京区	葵	<u>葵小学校</u> 、京都ノートルダム女子大学、洛北高等学校・洛北高等学校附属中学校
	修学院	<u>修学院小学校</u>
	修学院第二	<u>修学院第二小学校</u> 、修学院中学校
	上高野	<u>上高野小学校</u>
	松ヶ崎	<u>京都工芸繊維大学</u>
	岩倉北	<u>岩倉北小学校</u>
	明德	<u>明德小学校</u> 、洛北中学校
	岩倉南	<u>岩倉南小学校</u> 、同志社中学校・高等学校、北稜高等学校
	市原野	<u>市原野小学校</u> 、 <u>市原野会館</u> 、京都精華大学
中京区	梅屋	<u>京都市子ども保健医療相談・事故防止センター 京あんしんこども館</u>
	竹間	<u>京都市子育て支援総合センター こどもみらい館</u> 、中京もえぎ幼稚園
	富有	<u>御所南小学校</u>
	教業	<u>元教業小学校</u>
	城巽	<u>京都堀川音楽高等学校</u>
	龍池	<u>京都国際マンガミュージアム</u>
	初音	<u>京都市教育相談総合センター こどもパトナ</u>
	柳池	<u>京都御池中学校</u>
	銅駝	<u>御所東小学校</u>
	乾	<u>洛中小学校</u>
	本能	<u>堀川高等学校本能館及び本能自治会館</u> 、堀川高等学校
	明倫	<u>京都芸術センター</u>
	日彰	<u>高倉小学校</u> 、京都市男女共同参画センター ウィングス京都
	生祥	<u>元生祥小学校</u>
	立誠	<u>立誠ガーデン ヒューリック京都</u>
	朱雀第一	<u>朱雀第一小学校</u> 、中京中学校
	朱雀第三	<u>朱雀第三小学校</u> 、松原中学校
	朱雀第七	<u>朱雀第七小学校</u>

発令対象学区名		指定緊急避難場所（令和8年6月1日時点） （主として開設される指定緊急避難場所は、太字・下線で記載している）
行政区	学区名	
東山区	有済	<u>東山いきいき市民活動センター</u> 、元有済小学校
	粟田	<u>地域交流施設あわた</u> 、立正佼成会京都教会
	弥栄	<u>弥栄自治会館</u> 、華頂女子中学・高等学校、京都華頂大学・華頂短期大学、知恩院和順会館
	新道	<u>新道自治会館</u>
	六原	<u>開晴小・中学校（六原学舎）</u> 、開晴小・中学校（東山開晴館）、大谷本廟
	貞教	<u>京都国立博物館 平成知新館</u> 、京都美術工芸大学京都東山キャンパス
	修道	<u>東山総合支援学校</u> 、京都女子中学・高等学校、府立陶工高等技術専門校、妙法院
	一橋	<u>東山泉小・中学校西学舎</u> 、東山泉小・中学校東学舎、大谷中学高等学校
	月輪	<u>元月輪小学校</u> 、日吉ヶ丘高等学校（避難所は月輪学区）、東福寺
下京区	郁文	<u>洛友中学校（元郁文中学校）</u>
	格致	<u>北総合支援学校中央分校</u>
	成徳	<u>下京中学校成徳学舎</u> 、池坊学園
	豊園	<u>洛央小学校</u>
	開智	<u>京都市学校歴史博物館</u>
	永松	<u>京都市総合教育センター</u>
	淳風	<u>元淳風小学校（醒泉学区内の施設）</u>
	醒泉	<u>下京雅小学校</u>
	修徳	<u>京都市修徳特別養護老人ホーム</u>
	有隣	<u>元有隣小学校</u>
	植柳	<u>植柳コミュニティセンター</u>
	尚徳	<u>下京中学校</u>
	稚松	<u>稚松保育園</u>
	菊浜	<u>ひと・まち交流館 京都</u>
	安寧	<u>元安寧小学校</u> 、龍谷大学付属 平安中学校・平安高等学校
	皆山	<u>下京涉成小学校</u>
	梅逕	<u>元梅逕中学校</u>
大内	<u>梅小路小学校</u>	

発令対象学区名		指定緊急避難場所（令和8年6月1日時点） （主として開設される指定緊急避難場所は、太字・下線で記載している）
行政区	学区名	
下京区	光徳	<u>光徳小学校</u> 、京都産業大学附属中学校・高等学校
	七条	<u>七条小学校</u>
	七条第三	<u>七条第三小学校</u> 、 <u>七条中学校</u>
	崇仁	<u>下京地域体育館</u>
	西大路	<u>西大路小学校</u>
南区	梅逕	<u>洛南高等学校</u> ・ <u>洛南高等学校附属中学校</u>
	東梅逕	<u>九条中学校</u>
	九条	<u>九条中学校</u>
	九条弘道	<u>九条弘道小学校</u>
	九条塔南	<u>九条塔南小学校</u> 、鳥羽高等学校
	南大内	<u>南大内小学校</u>
	唐橋	<u>唐橋小学校</u> 、 <u>八条中学校</u>
	陶化	<u>元陶化小学校</u>
	東和	<u>元東和小学校（凌風小中学校第2校舎）</u> 、 <u>凌風小中学校（凌風学園）</u>
	山王	<u>元山王小学校</u>
	吉祥院	<u>吉祥院小学校</u> 、 <u>洛南中学校</u>
	祥豊	<u>祥豊小学校</u>
	祥栄	<u>祥栄小学校</u> 、元塔南高等学校
	上鳥羽	<u>上鳥羽小学校</u>
	久世	<u>大藪小学校</u> 、 <u>久世西小学校</u> 、 <u>久世中学校</u>
右京区	南太秦	<u>南太秦小学校</u>
	嵯峨野	<u>嵯峨野小学校</u> 、蜂ヶ岡中学校
	嵯峨	<u>嵯峨小学校</u> 、府立北嵯峨高等学校、大覚寺（嵯峨寮、学院）
	嵐山	<u>嵯峨美術大学</u> ・ <u>嵯峨美術短期大学</u>
	梅津	<u>梅津小学校</u>
	北梅津	<u>梅津北小学校</u> 、 <u>梅津中学校</u>
	西京極	<u>西京極小学校</u> 、 <u>西京極西小学校</u> 、 <u>西京極中学校</u>
	葛野	<u>葛野小学校</u> 、 <u>京都市市民スポーツ会館</u> 、京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部、光華小学校・京都光華中学校・京都光華高等学校

発令対象学区名		指定緊急避難場所（令和8年6月1日時点）
行政区	学区名	（主として開設される指定緊急避難場所は、太字・下線で記載している）
西京区	桂	<u>桂小学校</u>
	桂川	<u>桂川小学校</u> 、桂中学校、京都市西文化会館ウエスティ
	桂東	<u>桂東小学校</u>
	桂徳	<u>桂徳小学校</u>
	川岡	<u>川岡小学校</u> 、府立桂高等学校
	川岡東	<u>川岡東小学校</u> 、桂川中学校
	檜原	<u>檜原小学校</u> 、檜原中学校
	松尾	<u>松尾小学校</u> 、松尾中学校
	嵐山東	<u>嵐山東小学校</u> 、法輪寺
伏見区	住吉	<u>伏見住吉小学校</u>
	板橋	<u>伏見板橋小学校</u> 、伏見中学校
	南浜	<u>桃陵中学校</u> 、伏見南浜小学校、府立伏見港公園総合体育館、妙福寺
	竹田	<u>竹田小学校</u> 、 <u>京都拘置所</u>
	桃山	<u>桃山小学校</u> 、 <u>京都橘中学・高等学校</u> 、府立桃山高等学校
	桃山南	<u>桃山南小学校</u> 、桃山小学校、京都橘中学・高等学校、府立桃山高等学校
	下鳥羽	<u>下鳥羽小学校</u>
	横大路	<u>横大路小学校</u> 、 <u>洛水中学校</u> 、 <u>府立洛水高等学校</u> 、横大路運動公園体育館、南部クリーンセンター
	納所	<u>納所小学校</u> 、天理教淀分教会、横大路運動公園体育館、南部クリーンセンター
	向島	<u>向島小学校</u> 、 <u>向島東中学校</u> 、桃陵中学校
	向島南	<u>元向島南小学校</u> 、府立京都すばる高等学校、種智院大学
	二ノ丸	<u>向島秀蓮小中学校</u>
	二の丸北	<u>向島秀蓮小中学校</u>
	藤の木	<u>藤の木小学校</u>
	久我	<u>神川小学校</u>
	羽束師	<u>羽束師小学校</u> 、神川中学校
	久我の杜	<u>久我の杜小学校</u>
	淀	<u>明親小学校</u> 、大淀中学校
	淀南	<u>美豆小学校</u> 、 <u>府立消防学校（八幡市内）</u>

発令対象学区名		指定緊急避難場所（令和8年6月1日時点）
行政区	学区名	（主として開設される指定緊急避難場所は、太字・下線で記載している）
伏見区 (深草支所)	砂川	<u>砂川小学校</u> 、 <u>京都奏和高等学校</u> 、 <u>龍谷大学</u>
	深草	<u>深草小学校</u> 、深草中学校、藤森中学校
	藤森	<u>藤ノ森小学校</u> 、 <u>京都教育大学附属高等学校</u> 、伏見北部地域体育館
伏見区 (醍醐支所)	池田	<u>池田小学校</u> 、栗陵中学校
	春日野	<u>春日野小学校</u> 、春日丘中学校
	石田	<u>元石田小学校</u> 、栄桜小中学校

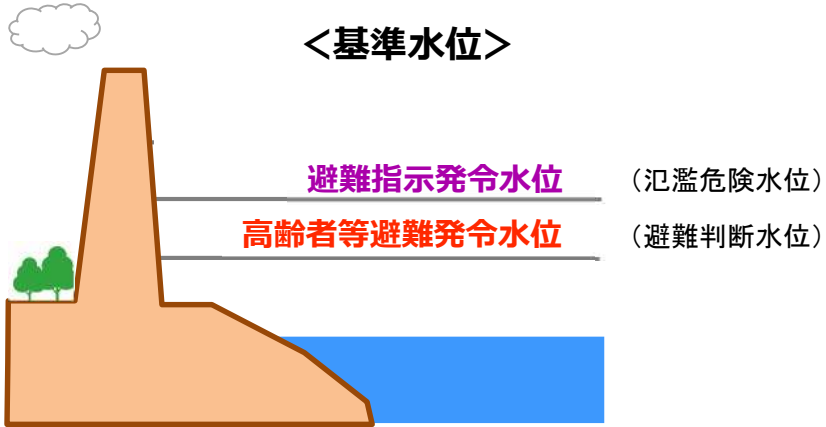
3.1.5 水位周知河川における避難情報の発令の判断基準

水位周知河川においては、下記の判断基準に達したとき、当該河川（発令対象学区）に避難情報を発令するものとする。

＜表 1 1 水位周知河川における避難情報の発令の判断基準＞

（水位周知河川：弓削川、桂川（周山）、山科川、天神川、小畑川）

（1）第 1 発令地域

区分		避難情報の発令の判断基準	
		大雨警報が発表され、かつ、以下の条件を満たしたとき	大雨危険警報が発表され、かつ、以下の条件を満たしたとき
警戒レベル		高齢者等避難	避難指示
警戒レベル		警戒レベル 3	警戒レベル 4
第 1 発令地域		水位観測所の水位が 「高齢者等避難発令水位 （避難判断水位）」 に達したとき	水位観測所の水位が 「避難指示発令水位 （氾濫危険水位）」 に達したとき
		<p style="text-align: center;">＜基準水位＞</p>  <p style="text-align: center;">第 1 発令地域の各発令水位は、河川管理者が設定した水位等としていることから、「基準水位」という。</p>	

注 破堤等により氾濫が発生した（又は発生が切迫している）場合は、発令地域区分に関わらず、当該行政区等に対して緊急安全確保を発令する場合がある。

(2) 第2発令地域～第5発令地域

		避難情報の発令の判断基準	
区分		大雨警報が発表され、以下の条件を満たしたとき	大雨危険警報が発表され、以下の条件を満たしたとき
		高齢者等避難	避難指示
警戒レベル		警戒レベル3	警戒レベル4
第2発令地域	基準水位到達後、継続して水位上昇があったとき		
第3発令地域・第4発令地域	水位観測所の水位が発令地域ごとに設定した「 高齢者等避難発令水位 」に達したとき	水位観測所の水位が発令地域ごとに設定した「 避難指示発令水位 」に達したとき	
第5発令地域	破堤等により氾濫が発生した場合に、緊急安全確保を発令する場合がある。		

注 破堤等により氾濫が発生した（又は発生が切迫している）場合は、発令地域区分に関わらず、当該行政区等に対して緊急安全確保を発令する場合がある。

3.1.6 水位周知河川における避難情報の発令の判断基準となる水位観測所

基準となる水位の確認方法は、「7.1 水害による避難情報の発令の判断基準となる情報の定義と閲覧方法（57頁）」に記載

＜表 1 2 水位周知河川における避難情報の発令の判断基準となる水位観測所＞

河川名	水位観測所	避難情報の種別	避難情報の発令の判断基準となる水位 [単位：m]				
			第1発令地域 (基準水位)	第2発令地域	第3発令地域	第4発令地域	第5発令地域
弓削川	五本松	高齢者等避難	2.40	2.40+ α	2.77	3.14	—
		避難指示	2.80	2.80+ α	3.17	3.54	—
桂川 (周山)	周山	高齢者等避難	4.00	4.00+ α	4.76	5.52	—
		避難指示	4.70	4.70+ α	5.46	6.22	—
山科川	勸修寺	高齢者等避難	2.20	2.20+ α	4.20	— ^{※17}	—
		避難指示	2.40	2.40+ α	4.40	— ^{※17}	—
天神川	西院	高齢者等避難	2.50	2.50+ α	3.40 ^{※16}	— ^{※17}	—
		避難指示	3.20	3.20+ α	4.10 ^{※16}	— ^{※17}	—
小畑川	大原野	高齢者等避難	2.20	2.20+ α	2.88	3.56	—
		避難指示	2.60	2.60+ α	3.28	3.96	—

注 ただし、降雨等の状況により、発令の判断基準となる水位に到達してもその後の水位上昇が見込まれないときは、直ちに避難情報を発令せずに監視を続ける場合がある。

※16

基準水位に0.5時間分の平均水位上昇量を加えて設定した水位

※17

基準水位に平均水位上昇量を加えると、堤防天端高さを越えてしまうため設定ができない。

3.1.7 水位周知河川における避難情報の発令対象学区等

水位周知河川において、避難情報の発令の対象となる学区等は、〈表13〉に記載のとおりである。

避難情報の発令に当たっては、指定緊急避難場所が開設できたところから、順次発令することを原則とする。

〈表13 水位周知河川における水位観測所と避難情報の発令対象学区等〉

■：別の河川にも発令対象が含まれる学区

〈弓削川〉

水位観測所	行政区	第1発令地域	第2発令地域	第3発令地域	第4発令地域	第5発令地域
五本松	右京区 (京北)	弓削	周山	—	—	—

〈桂川（周山）〉

水位観測所	行政区	第1発令地域	第2発令地域	第3発令地域	第4発令地域	第5発令地域
周山	左京区	—	花脊	—	—	—
	右京区 (京北)	山国、周山、宇津	黒田	—	—	—

〈山科川〉

水位観測所	行政区	第1発令地域	第2発令地域	第3発令地域	第4発令地域	第5発令地域
勸修寺	山科区	山階、山階南、小野	勸修、鏡山、音羽、安朱、 陵ヶ岡、大宅、百々、大塚、音羽川、西野	—	—	—
	伏見区	—	桃山東、桃山南■	桃山	—	—
	伏見区 (醍醐支所)	小栗栖、池田■、 石田■、醍醐西	小栗栖宮山、池田東、 春日野■	—	—	—

〈小畑川〉

水位観測所	行政区	第1発令地域	第2発令地域	第3発令地域	第4発令地域	第5発令地域
大原野	南区	—	—	—	—	久世■
	西京区 (洛西支所)	—	大枝、新林、境谷、福西、竹の里、大原野	—	—	—
	伏見区	—	—	淀■	—	久我■、羽束師■、 久我の杜■

<天神川>

水位観測所	行政区	第1発令地域	第2発令地域	第3発令地域	第4発令地域	第5発令地域
西院	北区	衣笠、金閣	大將軍、柏野	—	—	—
	上京区	—	翔鸞、仁和	—	—	—
	中京区	—	朱雀第二、朱雀第四、 朱雀第八	朱雀第一■、朱雀第三■、 朱雀第五、朱雀第六、 朱雀第七■	—	—
	下京区	—	—	七条■、七条第三■、 西大路■	—	大内■、光徳■
	南区	—	—	祥豊■	—	唐橋■、吉祥院■、 祥栄■、上鳥羽■
	右京区	山ノ内	太秦、常磐野、花園、 御室、宇多野、安井、 西院第二、西京極■、 葛野■	南太秦■、西院第一、 梅津■、北梅津■	—	—
	伏見区	—	—	—	—	下鳥羽■

3.1.8 水位周知河川における避難情報の発令対象学区等と指定緊急避難場所

指定緊急避難場所*12 が複数指定されている学区等においては、避難情報を発令した際に、必ずしも全ての指定緊急避難場所が開設されているとは限らないため、テレビ（データ放送）やインターネット（京都市防災ポータルサイト）により、指定緊急避難場所の開設状況を確認する必要がある（指定緊急避難場所の開設状況等の確認方法は、「6 避難情報の発令情報の伝達」（50～56頁）に記載）。

<表 1 4 水位周知河川における避難情報の発令対象学区等と指定緊急避難場所>

発令対象学区名		指定緊急避難場所（令和8年6月1日時点）
行政区	学区名	（主として開設される指定緊急避難場所は、太字・下線で記載している）
北区	衣笠	<u>衣笠小学校</u> 、立命館大学
	金閣	<u>金閣小学校</u> 、衣笠中学校
	大將軍	<u>大將軍小学校</u> 、山城高等学校、府立医科大学花園学舎
	柏野	<u>元柏野小学校</u>
上京区	翔鸞	<u>翔鸞小学校</u>
	仁和	<u>仁和小学校</u>
左京区	花脊	<u>花脊小中学校</u>
中京区	朱雀第一	<u>朱雀第一小学校</u> 、中京中学校
	朱雀第二	<u>朱雀第二小学校</u> 、京都市生涯学習総合センター 京都アスニー
	朱雀第三	<u>朱雀第三小学校</u> 、松原中学校
	朱雀第四	<u>朱雀第四小学校</u>
	朱雀第五	<u>朱雀中学校</u> 、京都両洋高等学校
	朱雀第六	<u>朱雀第六小学校</u> 、西ノ京中学校、朱雀高等学校
	朱雀第七	<u>朱雀第七小学校</u>
	朱雀第八	<u>朱雀第八小学校</u> 、北野中学校、西京高等学校、洛陽総合高等学校、花園大学
山科区	勸修	<u>勸修小学校</u> 、山科地域体育館
	山階	<u>山階小学校</u> 、安祥寺中学校、本願寺山科別院、東本願寺山科別院長福寺
	鏡山	<u>鏡山小学校</u> 、花山中学校、京都薬科大学
	音羽	<u>音羽小学校</u> 、一燈園小学校・中学校・高等学校
	安朱	<u>安朱小学校</u> 、京都市生涯学習総合センター山科、洛東高等学校
	陵ヶ岡	<u>陵ヶ岡小学校</u>
	大宅	<u>大宅小学校</u> 、大宅中学校、京都橘大学、京都刑務所
	山階南	<u>山階南小学校</u> 、山科中学校
	百々	<u>百々小学校</u>

発令対象学区名		指定緊急避難場所（令和8年6月1日時点）
行政区	学区名	（主として開設される指定緊急避難場所は、太字・下線で記載している）
山科区	大塚	<u>大塚小学校</u> 、音羽中学校、東総合支援学校
	小野	<u>小野小学校</u> 、勸修中学校
	音羽川	<u>音羽川小学校</u>
	西野	<u>西野小学校</u>
下京区	大内	<u>梅小路小学校</u>
	光徳	<u>光徳小学校</u> 、京都産業大学附属中学校・高等学校
	七条	<u>七条小学校</u>
	七条第三	<u>七条第三小学校</u> 、 <u>七条中学校</u>
	西大路	<u>西大路小学校</u>
南区	唐橋	<u>唐橋小学校</u> 、 <u>八条中学校</u>
	吉祥院	<u>吉祥院小学校</u> 、 <u>洛南中学校</u>
	祥豊	<u>祥豊小学校</u>
	祥栄	<u>祥栄小学校</u> 、元塔南高等学校
	上鳥羽	<u>上鳥羽小学校</u>
	久世	<u>大藪小学校</u> 、 <u>久世西小学校</u> 、 <u>久世中学校</u>
右京区	太秦	<u>太秦小学校</u> 、太秦中学校
	南太秦	<u>南太秦小学校</u>
	常磐野	<u>常磐野小学校</u> 、府立嵯峨野高等学校
	花園	<u>花園小学校</u> 、花園高等学校
	御室	<u>御室小学校</u> 、双ヶ丘中学校、仁和寺（御室会館）、妙心寺、京都府立聾学校
	宇多野	<u>宇多野小学校</u> 、鳴滝総合支援学校
	安井	<u>安井小学校</u>
	山ノ内	<u>山ノ内小学校</u> 、四条中学校、京都外国語大学、京都先端科学大学 太秦キャンパス
	西院第一	<u>西院小学校</u>
	西院第二	<u>西院中学校</u>
	梅津	<u>梅津小学校</u>
	北梅津	<u>梅津北小学校</u> 、 <u>梅津中学校</u>
	西京極	<u>西京極小学校</u> 、 <u>西京極西小学校</u> 、 <u>西京極中学校</u>

発令対象学区名		指定緊急避難場所（令和8年6月1日時点） （主として開設される指定緊急避難場所は、太字・下線で記載している）
行政区	学区名	
右京区	葛野	<u>葛野小学校</u> 、 <u>京都市市民スポーツ会館</u> 、京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部、 <u>光華小学校</u> ・ <u>京都光華中学校</u> ・ <u>京都光華高等学校</u>
右京区 (京北)	黒田	<u>黒田基幹集落センター</u> 、 <u>黒田トレーニングホール</u>
	山国	<u>元京北第二小学校</u> 、 <u>山国自治会館</u>
	弓削	<u>元京北第三小学校</u> 、 <u>弓削自治会館</u> 、 <u>田貫公民館</u> 、北桑田高等学校
	周山	<u>京都京北小中学校</u> 、 <u>矢代多目的ホール</u>
	宇津	<u>元宇津小学校</u> 、 <u>宇津コミュニティセンター</u> 、 <u>宇津ふれあい会館</u>
西京区 (洛西支所)	大枝	<u>大枝小学校</u>
	新林	<u>京都明德高等学校</u>
	境谷	<u>境谷小学校</u>
	福西	<u>元西陵中学校</u>
	竹の里	<u>元竹の里小学校</u>
	大原野	<u>大原野小学校</u> 、 <u>上里小学校</u> 、大原野中学校
伏見区	桃山	<u>桃山小学校</u> 、 <u>京都橘中学・高等学校</u> 、府立桃山高等学校
	桃山南	<u>桃山南小学校</u> 、 <u>桃山小学校</u> 、 <u>京都橘中学・高等学校</u> 、府立桃山高等学校
	桃山東	<u>桃山東小学校</u>
	下鳥羽	<u>下鳥羽小学校</u>
	久我	<u>神川小学校</u>
	羽束師	<u>羽束師小学校</u> 、神川中学校
	久我の杜	<u>久我の杜小学校</u>
	淀	<u>明親小学校</u> 、大淀中学校
伏見区 (醍醐支所)	小栗栖	<u>栄桜小中学校</u>
	小栗栖宮山	<u>元小栗栖宮山小学校</u> 、 <u>栄桜小中学校</u>
	池田	<u>池田小学校</u> 、 <u>栗陵中学校</u>
	池田東	<u>池田東小学校</u> 、 <u>栗陵中学校</u>
	春日野	<u>春日野小学校</u> 、 <u>春日丘中学校</u>
	石田	<u>元石田小学校</u> 、 <u>栄桜小中学校</u>
	醍醐西	<u>醍醐西小学校</u> 、 <u>栗陵中学校</u>

3.1.9 その他河川（中小河川）における避難情報の発令の判断基準

その他河川（中小河川）においては、下記の判断基準に達したとき、当該河川（発令対象学区）に避難情報を発令する場合がある。

＜表 15 その他河川（中小河川）における避難情報の発令の判断基準＞

その他河川（中小河川）：

桂川下流 流域	⇒ 清滝川、瀬戸川、有栖川、新川、西羽束師川、西羽束師川支川
天神川 流域	⇒ 西高瀬川、御室川、宇多川、天神川 [水位周知区間外]
鴨川・高野川 流域	⇒ 鞍馬川、貴船川、静原川、岩倉川、長代川、音羽川、白川・白川放水路、鴨川 [洪水予報区間外]、高野川 [洪水予報区間外]
宇治川 流域	⇒ 東高瀬川、七瀬川、古川
山科川 流域	⇒ 四宮川、安祥寺川、旧安祥寺川、西野山川、西野山川支川、合場川
木津川下流 流域	⇒ ー
桂川上流 流域	⇒ 能見川、別所川、片波川、灰屋川、小塩川、三明谷川、細野川、熊田川、明石川、桂川上流 [水位周知区間外]
弓削川 流域	⇒ 知谷川、筒江川
小畑川 流域	⇒ 善峰川
その他 流域	⇒ 田原川 [水位周知区間外]、室地川、久多川、針畑川

※ 市内の中小河川のうち、上記以外では、弥陀次郎川、藤尾川、堂の川、室谷川、芥川があるが、いずれもキキクル除外格子となっている。（気象庁の警報等の発表の対象外だが、参考として表示は着色。）

区分	避難情報の発令の判断基準	
	大雨警報が発表され、かつ、以下の条件を満たしたとき	大雨危険警報が発表され、かつ、以下の条件を満たしたとき
警戒レベル	高齢者等避難	避難指示
警戒レベル	警戒レベル3	警戒レベル4
発令の判断基準の内容	<p>ー</p> <p>（高齢者等避難については、水位上昇の早い中小河川では、避難に関するリードタイムを設定することが難しく、発令基準の設定は困難である。）</p>	<p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現し、かつ、降雨状況等により氾濫の危険度がさらに高まると見込まれる場合</p>
	下流の洪水予報河川・水位周知河川の区間に避難情報が発令される等、当該中小河川の危険度が高まった場合	

注1 発令は、「下流の状況」の要件を満たした上で、上流の「各河川」の状況を考慮して行うことを原則とする。ただし、降雨や河川毎の状況により、これによらず発令をする場合がある。（判断にあたっては、周辺の水位計（危機管理型、水位設定のない従来型）の水位も考慮）

注2 水位が氾濫開始相当水位に到達した場合（ただし、危機管理型水位計が設置され、氾濫開始相当水位が設定されている場合に限る）や、破堤等により氾濫が発生した（又は発生が切迫している）場合には、発令地域区分に関わらず、当該行政区等に対して緊急安全確保を発令する場合がある。

3.1.10 その他河川（中小河川）における避難情報の発令対象学区等

その他河川（中小河川）において、避難情報の発令の対象となる学区等は、＜表16＞に記載のとおり。

避難情報の発令に当たっては、沿川の学区の指定緊急避難場所が開設できたところから、順次発令することを原則とする。

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）の確認方法は、「7.1 水害による避難情報の発令の判断基準となる情報の定義と閲覧方法（57頁）」に記載

＜表16 その他河川（中小河川）における避難情報の発令対象学区等＞

■：別の河川（洪水予報河川、水位周知河川）の発令対象が含まれる学区

＜その他河川＞

※ 開：氾濫開始相当水位の表示あり

区分	河川名	行政区	発令地域		従来型 水位計	危機管理型 水位計
			沿川の学区	左記以外の学区		
桂川 下流 流域	清滝川	北区	小野郷、中川	—		京都清瀬川1(開)
		右京区	高雄、嵯峨■	—		
	瀬戸川	右京区	広沢、嵯峨■、嵐山■	嵯峨野■、梅津■、北梅津■		
	有栖川	右京区	嵯峨■、広沢、嵐山■、嵯峨野■、南太秦■、北梅津■、梅津■	葛野■、西京極■		
		南区	—	祥豊■		
	新川	南区	久世■	—		
		西京区	川岡■、川岡東■	—		
		伏見区	久我■	羽束師■、久我の杜■、淀■		
	西羽束師川・西羽束師川支川	南区	久世■	—		
		伏見区	羽束師■、久我■、久我の杜■、淀■	—		
天神川 流域	天神川 [水位周知区間外]	北区	金閣■	—	衣笠荒見	
	御室川・宇多川	(水位周知河川 天神川の避難情報の発令基準で対応 (当該河川は含まれている))			御室川	
	西高瀬川	中京区	朱雀第一■、朱雀第三■、朱雀第四■、朱雀第五■、朱雀第七■、朱雀第八■	乾■		稲村橋
		下京区	光徳■、七条第三■、西大路■	郁文■、淳風■、大内■、七条■		
		右京区	嵯峨野■、嵐山■、太秦■、南太秦■、山ノ内■、安井■、西院第一■、西院第二■、西京極■	—		
		南区	祥豊■、唐橋■、吉祥院■、祥栄■、上鳥羽■	塔南■		
伏見区	下鳥羽■	—				
鴨川・ 高野川 流域	鴨川 [洪水予報区間外]	北区	雲ヶ畑、柊野■	—	上賀茂	
	高野川 [洪水予報区間外]	左京区	大原、八瀬、上高野■	—	大原	
	鞍馬川・静原川・貴船川	左京区	鞍馬、静原、市原野■	—		京都鞍馬川1(開) 京都気取川1(開)

	岩倉川・長代川	(洪水予報河川 鴨川・高野川の避難情報の発令基準で対応 (当該河川は含まれている))		岩倉 長代川	京都岩倉川1(開)	
	音羽川	左京区	修学院■、修学院第二■、養徳■	養正■		
	白川 (白川放水路含む)	左京区	北白川■、浄楽、錦林東山、岡崎■	養徳■、養正■、吉田■、 聖護院■、川東■、新洞■		
		東山区	—	粟田■、弥栄■、有濟■、 新道■、六原■、貞教■		
宇治川 流域	東高瀬川・七瀬川	伏見区	横大路■、下鳥羽■、住吉■、 竹田■、南浜■、板橋■	—		
		伏見区 (深草支所)	砂川■、深草■、藤森■	—		
	古川	伏見区	向島南■	—	佐古	
山科川 流域	四宮川・安祥寺川・旧安 祥寺川・西野山川・西野 山川支川	(水位周知河川 山科川の避難情報の発令基準で対応 (当該河川は含まれている))		安朱 四ノ宮 金ヶ崎		
	合場川	伏見区 (醍醐支所)	石田■、池田■、春日野■	—		
桂川 上流 流域	桂川上流 [水位周知区間外]	左京区	花脊■、広河原	—	上黒田	京都桂川1(開)
	能見川	左京区	広河原	—		
	別所川	左京区	花脊■	—		
	片波川	右京区 (京北)	黒田■	—		
	灰屋川	右京区 (京北)	黒田■	—		
	小塩川	右京区 (京北)	山国■	—		
	三明谷川	右京区 (京北)	山国■	—		
	細野川	右京区 (京北)	細野、宇津■	—	中地	
	熊田川	右京区 (京北)	宇津■、周山■	—		
	明石川	右京区 (京北)	宇津■、周山■	—		
弓削川 流域	知谷川	右京区 (京北)	弓削■	—		
	筒江川	右京区 (京北)	弓削■	—		
小畑川流域	善峰川	(水位周知河川 小畑川の避難情報の発令基準で対応 (当該河川は含まれている))			乙訓善峰川1(開)	
弓削川 流域	田原川 [水位周知区間外]	右京区 (京北)	弓削■	—		
	室地川	右京区 (京北)	弓削■	—		
	久多川・針畑川	左京区	久多	—		京都久多川1(開)

注1 避難情報は、当該発令対象河川の沿川学区に発令することを基本とする。ただし、水位が氾濫開始相当水位に到達した場合（危機管理型水位計が設置され、氾濫開始相当水位が設定されている場合に限る）や、破堤等により氾濫が発生した（又は発生が切迫している）場合には、沿川学区以外の学区（上表に示す左記以外の学区）にも対象を広げ、当該行政区等に対して緊急安全確保を発令する場合がある。

注2 本表に掲載されていないが、芥川については、高槻市からの避難情報の発令により、大原野学区の一部（出灰地域）が高槻市の施設に避難する場合がある。

3.1.11 その他河川（中小河川）における避難情報の発令対象学区等と指定緊急避難場所

指定緊急避難場所*12 が複数指定されている学区等においては、避難情報を発令した際に、必ずしも全ての指定緊急避難場所が開設されているとは限らないため、テレビ（データ放送）やインターネット（京都市防災ポータルサイト）により、指定緊急避難場所の開設状況を確認する必要がある（指定緊急避難場所の開設状況等の確認方法は、「6 避難情報の発令情報の伝達」（50～56頁）に記載）。

＜表 17 その他河川（中小河川）における避難情報の発令対象学区等と指定緊急避難場所（ただし、洪水予報河川、水位周知河川で既に発令対象となっている学区は除く）＞

本表は、その他河川（中小河川）の避難情報のみの発令対象学区等と指定緊急避難場所を示しており、洪水予報河川及び水位周知河川で既に発令対象となっている学区は除いている。

このため、実際の避難場所の開設の際は、発令対象学区としては前述の表 16 をもとに確認のうえ、具体的に開設する指定緊急避難場所は、洪水予報河川及び水位周知河川の開設指定緊急避難場所の表（表 10、表 14）及び本表（表 17）を、あわせて確認する必要がある。

発令対象学区名		指定緊急避難場所（令和 8 年 6 月 1 日時点）
行政区	学区名	（主として開設される指定緊急避難場所は、太字・下線で記載している）
北区	中川	<u>中川自治会館</u> 、中川小学校（休校中）
	小野郷	<u>小野郷小・中学校</u> （休校中）
	雲ヶ畑	<u>雲ヶ畑小・中学校</u> （休校中）
左京区	久多	<u>京都市久多いきいきセンター</u>
	広河原	<u>元堰源小学校</u>
	鞍馬	<u>市原野小学校</u> （学区外）、 <u>鞍馬山修養道場</u>
	静原	<u>元静原小学校</u>
	大原	<u>龍池教育財団大原郊外学舎</u>
	八瀬	<u>八瀬北公民館</u>
	浄楽	<u>真正極楽寺真如堂</u> 、 <u>白河総合支援学校</u>
	錦林東山	<u>京都市国際交流会館</u> 、 <u>第三錦林小学校</u>
右京区	高雄	<u>京都市北部クリーンセンター関連施設（やまごえ温水プール）</u>
	広沢	<u>広沢小学校</u> 、 <u>嵯峨中学校</u>
右京区 （京北）	細野	<u>細野グリーン会館</u>

3.1.12 内水氾濫における避難情報の発令について

内水氾濫については、大雨危険警報が発表されており、かつ、降雨状況や市民からの通報による地域情報等から、避難を伴う浸水になると考えられる場合には、該当学区等に避難情報を発令する。

3.2 土砂災害による避難情報の発令の判断基準

土砂災害による避難情報の発令は、京都府土砂災害警戒情報システムの「土砂災害危険度情報」と京都地方気象台が発表する「土砂災害警報」「土砂災害危険警報」を基に判断する。

なお、地域からの土砂災害発生の前兆現象（崖からの出水、地鳴りなど）や目撃情報の通報、土砂災害が発生した場合等、本基準によることなく避難情報を発令する場合がある。また、避難情報は夜間であっても発令するが、気象状況等から判断し、日没後に避難情報の発令の判断基準を満たす可能性が高いと判断した場合は、より確実に市民の安全を確保するため、日没前に避難情報を発令する場合がある。

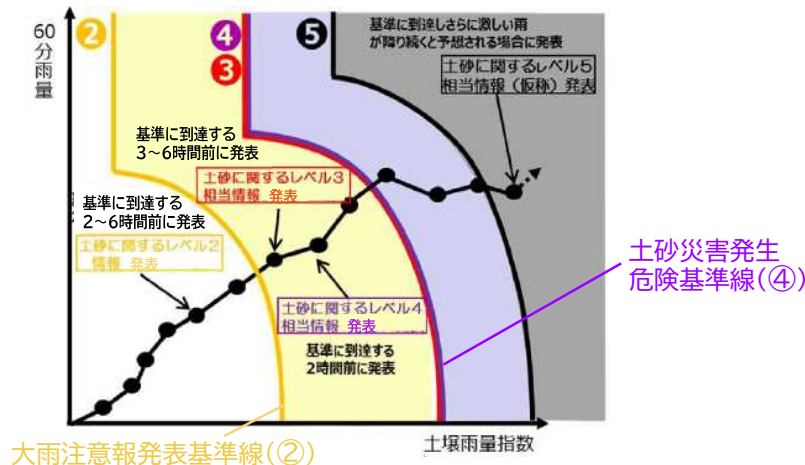
3.2.1 土砂災害による避難情報の発令の判断基準

土砂災害危険警報等、土砂災害危険度レベルの確認方法は、「7.2 土砂災害による避難情報の発令の判断基準となる情報の定義と閲覧方法（61頁）」に記載

＜表18 土砂災害による避難情報の発令の判断基準＞

区分	避難情報の発令の判断基準	
	土砂災害警報が発表され、以下の条件を満たしたとき	土砂災害危険警報が発表され、以下の条件を満たしたとき
警戒レベル	高齢者等避難 警戒レベル3	避難指示 警戒レベル4
全ての発令対象学区等	京都府土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度 ^{※18} のメッシュ表示が「警戒」（赤）となり、かつ、土砂災害発生危険基準線に到達する3時間前となったとき	京都府土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度 ^{※18} のメッシュ表示が「危険」（紫）となったとき

注1 京都府土砂災害警戒情報システムではメッシュ表示のほか、メッシュをクリックすると当該箇所の雨量判定図（下記）が表示され、土砂災害発生危険基準線に到達するまでの時間を確認することができる。



注2 メッシュ表示の「警戒」（赤）については、以下の特性に留意が必要である。

- ・ 雨の降り方（60分雨量が大きいなど）によっては、メッシュ表示が「警戒」（赤）を經由せずに、「注意」（黄）から直接「危険」（紫）となる場合がある。
- ・ 4～6時間前に土砂災害発生危険基準線に到達すると予想して土砂災害警報が発表されるときに、メッシュ表示が「警戒」（赤）となっていない場合がある。

注3 線状降水帯などの降雨の状況等によっては、この判断基準によらず早期に発令する場合がある。

注4 斜面崩壊、土石流等が発生した場合に、当該行政区等に対して、緊急安全確保を発令する場合がある。

※18 土砂災害危険度

地上での実測雨量やレーダーによる解析雨量に基づく現在及び今後の雨量と土壌雨量指数(降った雨が土壌にどれだけ溜まっているかを一定の手法で指数化したもの)等を用いて、土砂災害の発生危険度を予測する防災情報で、京都府では1km四方単位で危険度を表示

※19 土砂災害危険警報

土砂災害警報が発表されている状況で、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、避難情報の発令判断や住民の自発的避難の参考となるよう、気象庁が市町村単位で発表する気象情報

3.2.2 土砂災害による避難情報の発令対象学区等と京都府土砂災害警戒情報システムにおける地域メッシュとの関係

土砂災害による避難情報については、<表19>に示す京都府土砂災害警戒情報システムにおける地域メッシュのいずれか一つで、「警戒」(赤)かつ土砂災害発生危険基準線に到達する3時間前となったときや、「危険」(紫)が表示された場合、これに対応する学区等を対象として発令することを原則とする。

また、避難情報の発令に当たっては、指定緊急避難場所が開設できたところから、順次発令することを原則とする。

指定緊急避難場所が複数指定されている学区においては、避難情報の発令に際して、必ずしも全ての指定緊急避難場所が開設されているとは限らないことから、テレビ(データ放送)やインターネット(京都市防災ポータルサイト)により、指定緊急避難場所の開設状況を確認する必要がある(指定緊急避難場所の開設状況等の確認方法については、「6 避難情報の発令情報の伝達」(50～56頁)に記載)。

<表19 土砂災害による避難情報の発令対象学区等、地域メッシュコード、指定緊急避難場所>

行政区	発令対象地域	京都府土砂災害警戒情報システムの						指定緊急避難場所 (令和7年4月1日時点) ※主として開設される指定緊急避難 場所は、太字・下線で記載
	学区等名	地域メッシュコード(下4桁)						
北区	上賀茂	4661	4670	4671				上賀茂小学校
	大宮	4568	4569	4577	4578	4587	4588	大宮小学校
		5508	5517	5518	5528	4589	4597	
		4598	5507					
	鷹峯	4567	4568	4577	4596			鷹峯小学校
	衣笠	4548						衣笠小学校、立命館大学
	金閣	4547	4548	4556	4557	4558	4567	金閣原谷会館、金閣小学校、 衣笠中学校、やまびこくらぶ
		4568						
	紫野	4549						紫野小学校、京都教育大学附属京都小 中学校(初等部)
	中川	4596	5504	5505	5506	5514	5515	中川自治会館、中川小学校(休校中)
		5546	5555	5556	5516	5517	5524	
		5545						
	小野郷	5532	5533	5534	5543	5544	5554	小野郷小・中学校(休校中)
		5584	5585	5564	5565	5574	5575	
	雲ヶ畑	5507	5517	5528	5537	5538	5547	雲ヶ畑小・中学校(休校中)
5557		5566						
柵野	4588	4589	4598	4599	4670	4680	柵野小学校	
	4681	4690	4691	5600				

行政区	発令対象地域	京都府土砂災害警戒情報システムの 地域メッシュコード（下4桁）					指定緊急避難場所 （令和7年4月1日時点） ※主として開設される指定緊急避難 場所は、太字・下線で記載	
左京区	吉田	4632					近衛中学校、第四錦林小学校	
	岡崎	4623					岡崎中学校、錦林小学校	
	錦林東山	4613	4614	4623	4624	4625	京都市国際交流会館、第三錦林小学校	
	浄楽	4623	4624	4633	4634		白河総合支援学校、真正極楽寺真如堂	
	北白川	4624	4625	4633	4634	4643	4644	北白川小学校
		4645	4654					
	修学院	4643	4644	4653	4654	4663	4664	修学院小学校
		4665	4674	4675	4676			
	上高野	4663	4673	4674	4675	4683	4684	上高野小学校
	松ヶ崎	4661	4662	4663				京都工芸繊維大学
	岩倉北	4692	4693	5602	5603	5613		岩倉北小学校
	明德	4682	4683	4684	4691	4692	4693	明德小学校、洛北中学校
		4694	5601	5602				
	岩倉南	4671	4681	4682				岩倉南小学校、同志社中学校・高等学校 南体育館、北稜高等学校
	八瀬	4674	4675	4684	4685	4686	4694	八瀬小学校
		4695	4696	5605	5606			
	大原	5614	5615	5625	5626	5635	5636	大原百井分校（休校中）、 大原小中学校（京都大原学院）、 正圓寺 龍池教育財団大原郊外学舎
		5637	5644	5645	5646	5647	5655	
		5656	5657	5665	5666	5676	5677	
		5683	5687	5693	5694	5695	6604	
	静原	5611	5612	5621	5622	5623	5632	元静原小学校
		5633	5634	5642				
	市原野	4681	4690	4691	5509	5600	5601	市原野小学校、市原野会館
		5610	5611					
鞍馬	5610	5611	5620	5621	5631	5632	市原野小学校（学区外） 鞍馬山修養道場	
	5651	5640	5641	5642	5650			
花脊	5682	5692	5693	6601	6602	6603	花脊小・中学校、別所自治会館	
	6612	6621	6622	6632	6640	6641		
	6642	6650	6651	6652	6661	6662		
	6672	6673	6680	6681	6682	6683		
広河原	6681	6691	7508	7518	7519	7529	元堰源小学校	
	7612	7620	7600	7601	7610	7611		

行政区	発令対象地域	京都市土砂災害警戒情報システムの 地域メッシュコード（下4桁）						指定緊急避難場所 （令和7年4月1日時点） ※主として開設される指定緊急避難 場所は、太字・下線で記載
左京区	久多	7605	7614	7615	7616	7624	7625	京都市久多いきいきセンター
		7643	7644	7645	7627	7633	7634	
		7635						
東山区	粟田	4602	4603	4612				地域交流施設あわた、立正佼成会京都教会
	弥栄	4602						漢検 漢字博物館・弥栄ふれあいサロン、弥栄自治会館、華頂女子中学・高等学校、京都華頂大学・華頂短期大学、知恩院和順会館
	六原	3692						開晴小・中学校（六原学舎）、開晴小・中学校（東山開晴館）、大谷本廟 やすらぎ・ふれあい館
	清水	3692	4602					東山地域体育館、ザ・ホテル青龍京都東山（清水学区・自治会館）
	修道	3682						東山総合支援学校、京都女子中学・高等学校、妙法院
	一橋	3662	3672					東山泉小・中学校西学舎、東山泉小・中学校東学舎、大谷中学・高等学校
	月輪	3662	3672					元月輪小学校、日吉ヶ丘高等学校、東福寺
	今熊野	3672	3682					元今熊野小学校
山科区	鏡山	3683	3684					鏡山小学校、花山中学校、京都薬科大学
	音羽	3696	4606					音羽小学校
	安朱	3695	4605	4615				安朱小学校、京都市生涯学習総合センター山科、京都薬科大学
	陵ヶ岡	3683	3684	3693	3694	4603	4604	陵ヶ岡小学校
	大宅	3655	3656	3665	3666	3667		大宅小学校、大宅中学校
	百々	3653	3663	3673	3683			百々小学校
	大塚	3666	3667	3676	3677	3686	3687	大塚小学校、音羽中学校
右京区	嵯峨野	4525	4526	4515	4516			嵯峨野小学校、蜂ヶ岡中学校
	嵯峨	4532	4533	4534	4542	4543	4544	嵯峨小学校、府立北嵯峨高等学校、大覚寺（嵯峨寮、学院）
		4551	4552					
	水尾	4459	4550					水尾小学校（休校中）
	宕陰	4488	4489	4497	4498			宕陰出張所、越畑自治会館
	御室	4527	4536	4537	4546	4547		御室小学校、双ヶ丘中学校、仁和寺（御室会館）、妙心寺
		4535	4536	4545	4546	4547	4555	
宇多野	4556	4565	4567				宇多野小学校、鳴滝総合支援学校	
	4535	4544	4545	4554	4555	4563		
高雄	4564	4565	4574	4584			京都市北部クリーンセンター関連施設（やまごえ温水プール）	
	5589	5680	5690	6528	6536	6537		
右京区 （京北）	黒田	6538	6539	6546	6547	6548	6549	黒田基幹集落センター、 黒田トレーニングホール
		6556	6557	6558	6559	6569	6640	
		6650						

行政区	発令対象地域	京都府土砂災害警戒情報システムの 地域メッシュコード（下4桁）						指定緊急避難場所 （令和7年4月1日時点） ※主として開設される指定緊急避難 場所は、太字・下線で記載
		5581	5590	5591	6501	6503	6511	
右京区 （京北）	山国	6512	6513	6514	6522	6523	6524	元京北第二小学校
		6525	6534	6535	6536	6544	6545	
		6546	6554	6555	6556	6565	6566	
		6576	6578					
		6448	6449	6457	6458	6459	6467	
	6500	6510	6520	6521	6530	6531		
	6540	6541	6542	6543	6550	6551		
	6552	6561	6562	6572	6573			
	周山	5469	5479	5488	5489	5496	5497	京都京北小中学校
		5498	5499	5560	5570	5571	5580	
		5581	5583	5590	6406	6407	6408	
		6409	6416	6417	6418	6419	6427	
		6428	6437	6500				
	宇津	5457	5458	5459	5466	5467	5468	元宇津小学校、 宇津コミュニティセンター、 宇津ふれあい会館
		5469	5475	5476	5477	5478	5479	
		5485	5486	5487	5488	5489	5495	
		5496	5497	5498				
	細野	5438	5447	5448	5449	5457	5458	細野グリーン会館
		5459	5530	5531	5532	5540	5541	
		5542	5550	5551	5553	5561	5563	
5573		5583						
西京区	檜原	3564	3565				檜原小学校、檜原中学校	
	松尾	3584	3594	3595			松尾小学校、松尾中学校	
	松陽	3574	3575	3584			松陽小学校	
	嵐山東	3594	4504	4513	4514		嵐山東小学校	
西京区 （洛西支所）	大枝	3561	3562	3571	3572	3581	3582	大枝小学校
		3591	3592					
	桂坂	3572	3573	3582	3583	3584	3592	桂坂小学校
	新林	3562	3563					新林小学校
	福西	3554						元西陵中学校
	大原野	3439	3459	3511	3521	3522	3531	大原野小学校、上里小学校 関西電力株式会社京都電力所東部 基幹制御所 外畑町公民館
3532		3533	3540	3541	3542	3550		
3551		3552	3553	3561	3562			

行政区	発令対象地域	京都府土砂災害警戒情報システムの 地域メッシュコード（下4桁）						指定緊急避難場所 （令和7年4月1日時点） ※主として開設される指定緊急避難 場所は、太字・下線で記載
伏見区	桃山	3611	3612					桃山小学校、京都橘中学校・高等学校 桃山高等学校
	桃山東	3612	3623					桃山東小学校
伏見区 （深草支所）	稲荷	3652	3653	3662	3663	3672		稲荷小学校
	深草	3642						深草小学校、深草中学校
	藤森	3642						藤ノ森小学校
	藤城	3632	3642					藤城小学校
伏見区 （醍醐支所）	醍醐	3635	3636	3637	3645	3646	3647	醍醐小学校、 <u>府立東稜高等学校</u>
		3649	3656	3657	3658			
	小栗栖	3633						栄桜小中学校
	小栗栖宮山	3623	3633	3634	3644			栄桜小中学校（学区外）
	池田	3634						池田小学校、栗陵中学校
	春日野	3625						春日野小学校
	日野	3615	3625	3626	3635			日野小学校
	醍醐西	3645						醍醐西小学校、栗陵中学校
北醍醐	3645	3655					府立東稜高等学校（学区外）	

4 避難情報の解除の判断基準

4.1 水害による避難情報の解除の判断基準

4.1.1 洪水予報河川、水位周知河川における避難情報の解除の判断基準

水害により発令した避難情報の解除は、洪水予報河川及び水位周知河川については、「氾濫警報」または「大雨警報」の解除と「水位観測所の水位の状況」を基に判断する。ただし、堤防決壊等による浸水が発生した場合については、河川からの氾濫のおそれなくなり、安全が確認できるなど、総合的に判断して解除を行うこととする。

なお、避難情報の解除後も浸水被害により自宅への帰宅が困難な住民がいる学区等においては、当該住民の避難のため、指定緊急避難場所を指定避難所として引き続き活用するなど、必要な措置を行う。

＜表 2 0 水害による避難情報の解除の判断基準 ～洪水予報河川～＞

区分	避難情報の解除の判断基準	
	(警戒レベル3) 高齢者等避難	(警戒レベル4) 避難指示
全ての 発令対象学区 等	以下の条件を満たしたときに解除 「氾濫警報」の解除 かつ 水位観測所の水位が、河川管理者の定めた基準水位（第一発令地域）の 「高齢者等避難発令水位」を下回ったとき	

注 上表の「氾濫警報の解除」については、当該河川における氾濫警報の解除を指すものとする。

＜表 2 1 水害による避難情報の解除の判断基準 ～水位周知河川～＞

区分	避難情報の解除の判断基準	
	(警戒レベル3) 高齢者等避難	(警戒レベル4) 避難指示
全ての 発令対象学区 等	以下の条件を満たしたときに解除 「大雨警報」の解除 かつ 水位観測所の水位が、河川管理者の定めた基準水位（第一発令地域）の 「高齢者等避難発令水位」を下回ったとき	

4.1.2 その他河川（中小河川）における避難情報の解除の判断基準

水害により発令した避難情報の解除は、その他河川（中小河川）については、「大雨警報」の解除と「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）の状況」を基に判断する。ただし、堤防決壊等による浸水が発生した場合については、河川からの氾濫のおそれなくなり、安全が確認できるなど、総合的に判断して解除を行うこととする。

なお、避難情報の解除後も浸水被害により自宅への帰宅が困難な住民がいる学区等においては、当該住民の避難のため、指定緊急避難場所を指定避難所として引き続き活用するなど、必要な措置を行う。

＜表 2 2 水害による避難情報の解除の判断基準 ～その他河川（中小河川）～＞

区分	避難情報の解除の判断基準	
	(警戒レベル3) 高齢者等避難	(警戒レベル4) 避難指示
全ての 発令対象学区 等	以下の条件を満たしたときに解除 「大雨警報」の解除 かつ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「警戒（赤）」から「注意（黄）」 となったとき	

5 台風の接近等から避難情報の解除までの流れと主な行動内容

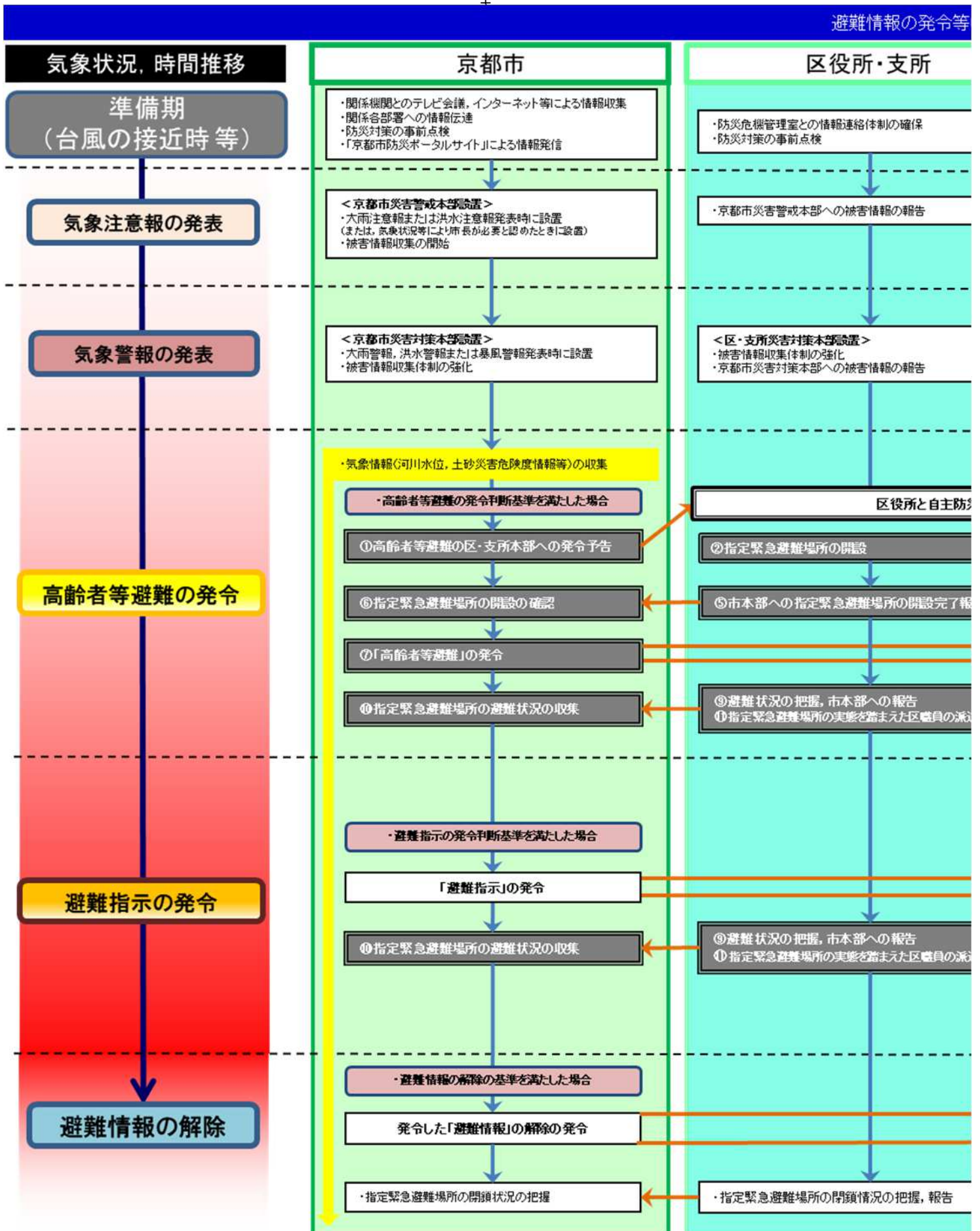
台風の接近（台風以外の大雨の場合は「大雨注意報等の発表」）から避難情報の解除までの流れとこれに対応する行政と地域団体等の主な行動内容は、＜表24＞に記載のとおりである。

なお、各学区等において、消防署の指導のもと作成した自主防災会単位での防災行動マニュアル（地震編、水災害編、土砂災害編）に行動計画が記載されている。

この学区ごとの行動計画では、避難情報の伝達手法や避難行動要支援者への支援の在り方など、各学区等の実情等を踏まえたより詳細な行動内容が示されている。

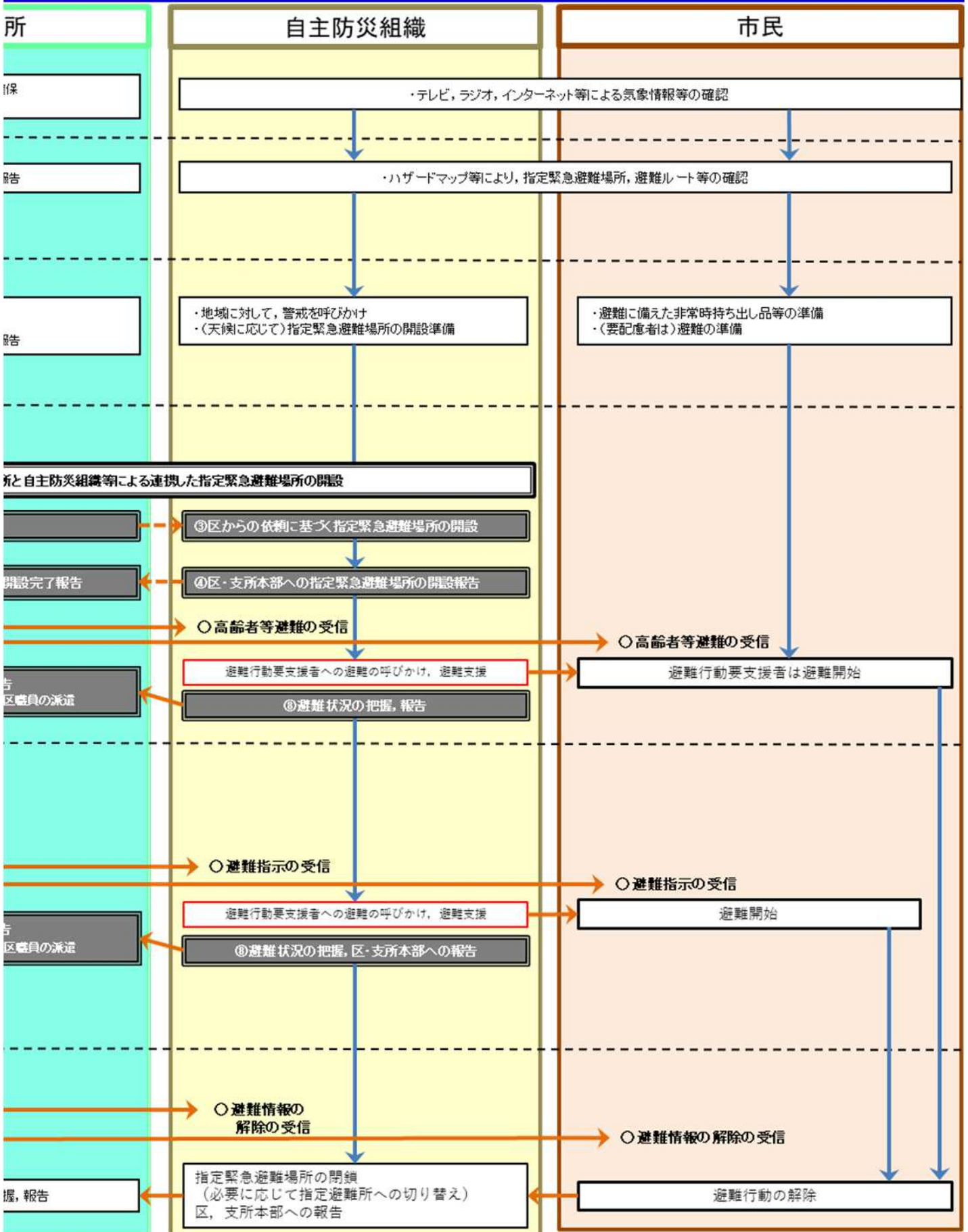
一方で、避難情報の適切な発令と指定緊急避難場所の円滑な開設のため、次表に示す①から⑩の記載項目については、全ての学区等で共通した行動が実施できるよう、区・支所と各学区等の自主防災会等との間で情報の共有を徹底する必要がある。

<表 2 4 避難情報の発令、解除に係る関係機関等の行動予定表（タイムライン）>



高年齢等避難を経ることなく避難指示を発令する場合には、高年齢等避難の発令の場合と同様、上表①～⑦の手続きを行うこととする。

の発令等に着目したタイムライン



6 避難情報の発令情報の伝達

6.1 避難情報の発令情報の伝達手段

京都市では、避難情報を発令する場合は、緊急速報メール（エリアメール）、インターネット（京都市防災ポータルサイト）、テレビ（データ放送）、防災・防犯メール（京都府）、広報車による広報といった多様な媒体で伝えることとしている。

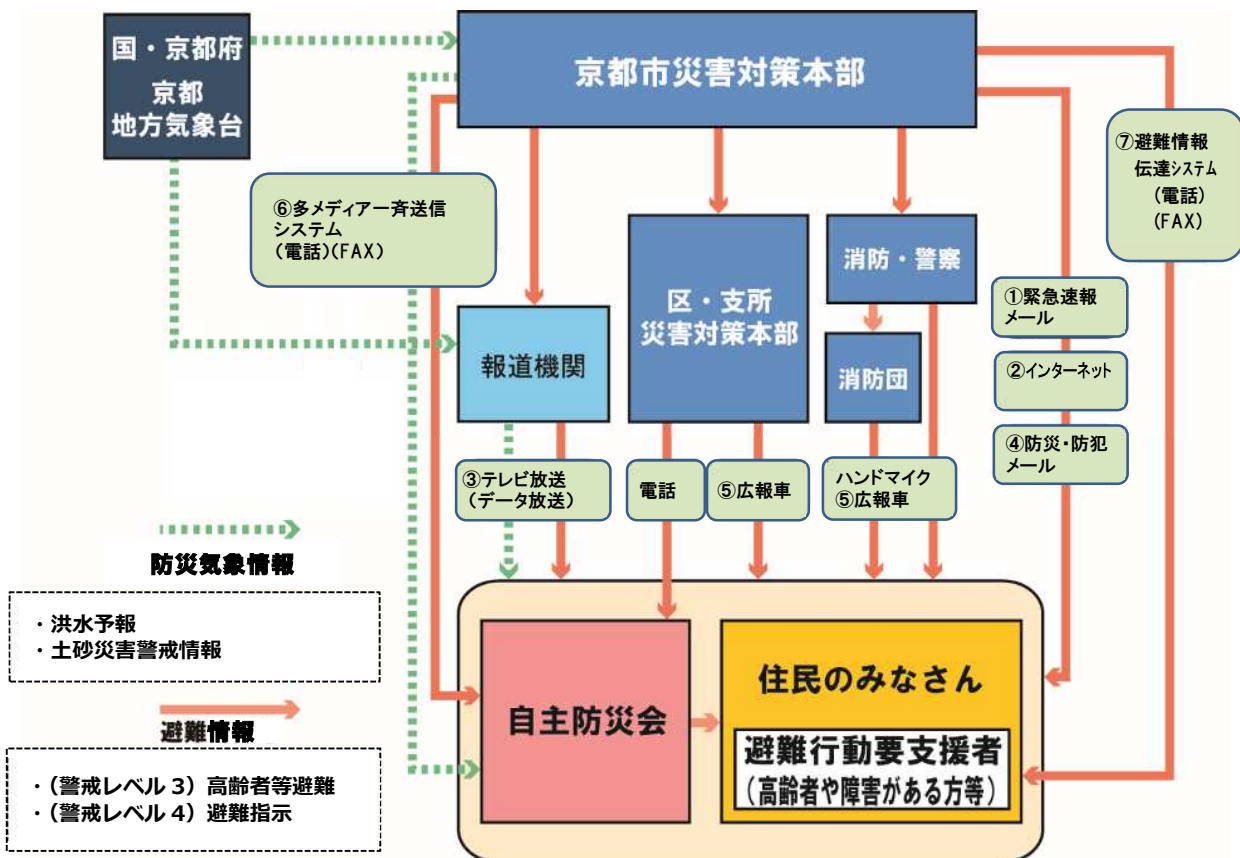
一方で、各媒体には以下のような課題もあることから、各自が必要に応じて複数の媒体から情報を得ることが重要である。

- ・携帯電話の一部には緊急速報メールを受信できないものがある
- ・京都府防災・防犯メールは事前の登録が必要である
- ・緊急速報メールには字数制限（200文字以内）があるため、迅速な避難情報の発信にあたっては、きめ細かな情報提供が難しい
- ・停電が発生した場合には、テレビやパソコンでインターネットが見られない



なお、避難情報の情報を確実に伝達する必要がある自主防災会に対しては、京都市が独自に整備した「多メディア一斉送信システム」、また、避難行動要支援者に対しては、「避難情報伝達システム」により、あらかじめ登録された方法（固定電話又はファックス）で避難情報を伝達している。

また、避難情報の解除の伝達には、「緊急速報メール（エリアメール）」及び「広報車による広報」は活用しない。

<図 避難情報等の伝達手段（伝達経路）>



6.2 情報伝達媒体ごとの伝達内容等

① 緊急速報メール（エリアメール）				
概要	避難情報の発令対象区内にある携帯電話に対して、発令した避難情報の情報をメール形式で一斉に送信するサービスで、NTT ドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイルの4社が提供（NTT ドコモのみサービス名称が「エリアメール」）。			
伝達項目	発令日時	△※	発令理由	○
	避難情報の種類	○	発令範囲（行政区）	○
	発令範囲（学区）	△※	指定緊急避難場所	△※
京都市からの伝達内容例	<p>＜水害による「（警戒レベル4）避難指示」を発令の場合＞</p> <p>京都市です。「鴨川・高野川」で氾濫危険があるため、□月□日□時□分、□□区・××学区、××学区、××学区、××学区の洪水浸水想定区域に「（警戒レベル4）避難指示」を発令。指定緊急避難場所（○○小学校、○○小学校）又は外が危険な場合は、建物内の高い場所に避難してください。</p> <p>※ <u>多数の発令対象学区に対して、同時に避難情報を発令した場合、次のように伝達する場合がある。</u></p> <p>京都市です。「鴨川・高野川」で氾濫危険があるため、（警戒レベル4）避難指示を□□区の複数の学区を対象に発令。対象地域の方は、指定緊急避難場所や建物内の高いところに避難してください。対象学区と指定緊急避難場所は、テレビのデータ放送（NHK、KBS）等で確認してください。</p>			
受信したメールの確認方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">スマートフォン・タブレットから アプリにより確認する方法</p>  <p>① エリアメールアプリを起動 ② 受信したエリアメールを選択 ③ 内容を確認</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">従来型携帯電話から 確認する方法</p>  <p>① メール受信ボックスを開く ② 受信したエリアメールを選択 ③ 内容を確認</p> </div> </div>			
留意事項等	<p>① サービスに対応した携帯電話、スマートフォン又はタブレット端末が必要</p> <p>② 字数制限（200文字以内）があるため、<u>発令範囲（対象学区）等の情報を省略して伝達することがある</u></p>			

② インターネット（「京都市情報館」及び「京都市防災ポータルサイト」）

<p>概要</p>	<p>京都市が運営するインターネットサイト（「京都市情報館」「京都市防災ポータルサイト」）で、学区ごとの避難情報の発令状況の閲覧が可能</p> <p>※ 京都市情報館では、「緊急情報」として表示</p> <p>※ 防災ポータルサイトでは、「災害時緊急画面」設置時のみ表示</p>			
<p>伝達項目</p>	<p>発令日時</p>	<p>×</p>	<p>発令理由</p>	<p>○</p>
	<p>避難情報の種類</p>	<p>○</p>	<p>発令範囲（行政区）</p>	<p>○</p>
	<p>発令範囲（学区）</p>	<p>○</p>	<p>指定緊急避難場所</p>	<p>○</p>
<p>京都市からの伝達内容例</p>	<p>① インターネットから、以下の(1)公開URL又は(2)検索ワードを入力して検索 <u>（防災ポータルサイトの「災害時緊急画面」は、災害対策本部設置時のみ表示）</u></p> <p>(1) 公開 URL を入力 京都市情報館 … https://www.city.kyoto.lg.jp 京都市防災ポータルサイト … https://www.bousai.city.kyoto.lg.jp</p> <p>(2) 検索ワードを入力</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; display: inline-block;"> 京都市 or 京都市防災 </div> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 🔍 検索 </div> <p>② 災害時緊急画面</p>  <p>③ 学区の情報</p> 			
<p>公開 URL</p>	<p>京都市情報館 … https://www.city.kyoto.lg.jp</p> <p>京都市防災ポータルサイト … https://www.bousai.city.kyoto.lg.jp</p>			
<p>留意事項等</p>	<p>① インターネットにアクセス可能な端末（パソコン、タブレット端末等）が必要</p> <p>② 避難情報の発令状況等、避難に関する情報に限らず、天気予報、気象警報の発表状況、雨の情報、河川水位に関する情報等、様々な情報の閲覧が可能</p>			

③ テレビ放送（データ放送）

<p>概要</p>	<p>「NHK(京都放送局)」及び「KBS 京都」の視聴中にリモコンの「dボタン」を押すことにより、避難情報の発令情報等の閲覧が可能</p>			
<p>伝達項目</p>	<p>発令日時</p>	<p>×</p>	<p>発令理由</p>	<p>○</p>
<p></p>	<p>避難情報の種類</p>	<p>○</p>	<p>発令範囲（行政区）</p>	<p>○</p>
<p></p>	<p>発令範囲（学区）</p>	<p>○</p>	<p>指定緊急避難場所</p>	<p>○</p>
<p>京都市からの伝達内容例</p>	<p>NHK（京都放送局）</p> <p><避難情報>画面</p> <div data-bbox="371 555 869 813" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>京都市</p> <p>(警戒レベル4) 避難指示</p> <p>【〇〇区××学区の一部（水害）】 00世帯 000人</p> <p>【△△区□□学区の一部（土砂災害）】 00世帯 000人</p> </div> <p><開設避難所>画面</p> <div data-bbox="371 864 869 1155" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>京都市</p> <p>【××小学校（水害）】 場所：－ 電話：－</p> <p>【□□小学校（土砂災害）】 場所：－ 電話：－</p> </div>		<p>KBS 京都</p> <p>京都府防災情報</p> <div data-bbox="901 555 1428 965" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>京都市です。「鴨川・高野川」で氾濫危険があるため、□月□日□時□分、□□区・××学区、××学区、××学区、××学区の洪水浸水想定区域に「(警戒レベル4) 避難指示」を発令。対象地域の方は、気象情報に注意し、避難に時間がかかる場合や、周囲が危険だと思う場合は、指定緊急避難場所（〇〇小学校、〇〇小学校）や建物内の高いところに避難してください。</p> </div> <p><u>「①緊急速報メール（エリアメール）」の伝達内容と同一の伝達内容を表示</u></p>	
<p>伝達画面の閲覧方法 (NHK 京都放送局)</p>	 <p>①リモコンの「dボタン」を押す。</p>		 <p>②「防災・生活情報」を選択</p>	 <p>③「避難情報」又は「開設避難所情報」を選択</p>
<p>伝達画面の閲覧方法 (KBS 京都)</p>	 <p>①リモコンの「dボタン」を押す。</p>		 <p>②「京都府防災情報」を選択</p>	 <p>③発令中の情報を選択</p>
<p>留意事項等</p>	<p>① 地上波デジタル放送を受信可能なテレビが必要</p> <p>② 避難情報の発令状況等、避難に関する情報に限らず、天気予報、気象警報の発表状況、雨の情報、河川水位に関する情報等、様々な情報の閲覧が可能。</p>			

④ (京都府) 防災・防犯メール

概要	携帯電話、スマートフォン、パソコン等の登録したメールアドレスに、京都府が避難情報の発令情報を送信			
伝達項目	発令日時	△※	発令理由	○
	避難情報の種類	○	発令範囲 (行政区)	○
	発令範囲 (学区)	△※	指定緊急避難場所	△※
京都市からの伝達内容例	<p><水害による「(警戒レベル4) 避難指示」を発令の場合></p> <p>京都市です。「鴨川・高野川」で氾濫危険があるため、□月□日□時□分、□□区・××学区、××学区、××学区、××学区の洪水浸水想定区域に「(警戒レベル4) 避難指示」を発令。対象地域の方は、気象情報に注意し、避難に時間がかかる場合や、周囲が危険だと思ふ場合は、指定緊急避難場所(〇〇小学校、〇〇小学校)や建物内の高いところに避難してください。</p> <p style="text-align: center;">※ 「①緊急速報メール(エリアメール)」の伝達内容と同一</p>			
受信したメールの確認方法	通常の電子メール受信時の確認方法と同一			
	スマートフォン・タブレットからアプリにより確認する方法	従来型携帯電話から確認する方法		
	 <p>①メールアプリを起動 ②受信したエリアメールを選択 ③内容を確認</p>	 <p>①メール受信 ボックスを開く ②受信したエリアメールを選択 ③内容を確認</p>		
留意事項等	<p>① 利用するためには、<u>事前登録が必要</u> (登録内容に変更があった場合、更新が必要) (登録方法)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・登録用メールアドレス (anzen@mail.bousai.pref.kyoto.jp) に空メールを送信 <li style="text-align: center;">↓ ・返信されたメールに記載されている登録用 URL にアクセスし、登録画面から必要事項を入力 </div> <p>② 避難情報の発令状況等、避難に関する情報に限らず、天気予報、気象警報の発表状況、雨の情報、河川水位に関する情報等、防災に関する様々な情報が受信可能</p> <p>③ 防災に関する情報に限らず防犯に関する情報も受信可能であるため、設定により受信する情報の取捨選択が必要</p>			

⑤ 広報車による広報

概要	各区役所・支所、消防署等が保有する外部スピーカー搭載の広報車を用いて、一定区域への避難情報の伝達を行う			
伝達項目	発令日時	×	発令理由	○
	避難情報の種類	○	発令範囲（行政区）	○
	発令範囲（学区）	○	指定緊急避難場所	○
京都市からの 伝達内容例	「こちらは、京都市です。〇〇のため、△△学区に対して（警戒レベル〇）避難〇〇を発令しました。開設された指定緊急避難場所に避難してください。指定緊急避難場所は、〇〇小学校です。指定緊急避難場所への避難が必要ない場合、外が危険だと思われる場合は、屋内の高いところに避難してください。」			
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ① 降雨状況等により、屋内に情報が伝わりにくい場合がある ② 一時に多数の学区で避難情報を発令した時や、道路状況（浸水・渋滞等）等により、対象地域を巡回できない場合がある 			

⑥ 多メディアー斉送信システム

(京都市が独自に整備した避難情報の情報を伝達する仕組み)

概要	事前に登録された自主防災組織関係者等に対して、登録者が希望する方法（固定電話又はファックス）により、避難情報の発令情報を伝達			
伝達項目	発令日時	○	発令理由	○
	避難情報の種類	○	発令範囲（行政区）	○
	発令範囲（学区）	○	指定緊急避難場所	○
京都市からの伝達内容例	<p><水害による「(警戒レベル4) 避難指示」を発令の場合></p> <p>「こちらは、京都市です。「鴨川・高野川」で氾濫危険があるため、□月□日□時□分、□□区・××学区、××学区、××学区、××学区の洪水浸水想定区域に「(警戒レベル4) 避難指示」を発令。対象地域の方は、気象情報に注意し、避難に時間がかかる場合や、周囲が危険だと思う場合は、指定緊急避難場所（○○小学校、○○小学校、）や建物内の高いところに避難してください。」</p>			
留意事項等	<p>① 利用するためには、事前登録が必要（登録内容に変更があった場合、更新が必要）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>対 象 者：自主防災組織関係者等</p> <p>登録方法：京都市からの登録希望照会（毎年1回）に必要事項を記入して回答</p> </div> <p>② 字数等の制限がなく、必要な情報を全て伝達することが可能</p>			

⑦ 避難情報伝達システム

(京都市が独自に整備した避難情報の情報を伝達する仕組み)

概要	事前に登録された携帯電話をお持ちでない避難行動要支援者に対して、登録者が希望する方法（固定電話又はファックス）により、避難情報の発令情報を伝達			
伝達項目	発令日時	○	発令理由	○
	避難情報の種類	○	発令範囲（行政区）	○
	発令範囲（学区）	○	指定緊急避難場所	○
京都市からの伝達内容例	<p><水害による「(警戒レベル4) 避難指示」を発令の場合></p> <p>「こちらは、京都市です。「鴨川・高野川」で氾濫危険があるため、□月□日□時□分、□□区・××学区、××学区、××学区、××学区の洪水浸水想定区域に「(警戒レベル4) 避難指示」を発令。対象地域の方は、気象情報に注意し、避難に時間がかかる場合や、周囲が危険だと思う場合は、指定緊急避難場所（○○小学校、○○小学校、）や建物内の高いところに避難してください。」</p>			
留意事項等	<p>① 利用するためには、事前登録が必要（登録内容に変更があった場合、更新が必要）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>対 象 者：避難行動要支援者</p> <p>登録方法：京都市から対象者に郵送する登録勸奨書類に必要事項を記入して京都市に返信</p> </div> <p>② 字数等の制限がなく、必要な情報を全て伝達することが可能</p>			

7 避難情報の発令の判断基準となる情報の定義と閲覧方法

7.1 水害による避難情報の発令の判断基準となる情報の定義と閲覧方法

水位	項目	定義
	(警戒レベル4) 避難指示発令水位 [氾濫危険水位]	○第1発令地域は河川管理者が設定した「氾濫危険水位」を「(警戒レベル4) 避難指示発令水位」としており、河川が安全に流下することのできる限界に近い水位に達している状況で全員が避難を開始する必要がある。 ○第2発令地域は、「氾濫危険水位」到達後、継続して水位上昇した場合に発令。 ○第3、第4発令地域は、「氾濫危険水位」に河川ごとの平均水位上昇量を加えた水位を避難指示発令水位としている。
	(警戒レベル3) 高齢者等避難 発令水位 [避難判断水位]	○第1発令地域は河川管理者が設定した「避難判断水位」を「(警戒レベル3) 高齢者等避難発令水位」としており、河川が安全に流下することのできる限界まであとわずかの状況(高齢者等とその支援者は避難を開始し、その他の人は避難の準備を開始する水位)。 ○第2発令地域は、「避難判断水位」到達後、継続して水位上昇した場合に発令。 ○第3、第4発令地域は、「避難判断水位」に河川ごとの平均水位上昇量を加えた水位を高齢者等避難発令水位としている。
	氾濫注意水位	日常時よりも水位が高く、今後警戒が必要となっている状況
	水防団待機水位	今後の警戒に備えて、水防団が出動のために待機を開始する状況
QRコード		情報入手先(ホームページアドレス)
		<京都市防災ポータルサイト> https://www.bousai.city.kyoto.lg.jp/
		<京都府河川防災情報> http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/index.html
		<国土交通省(川の防災情報)> https://river.go.jp/
		<国土交通省(地点別浸水シミュレーション検索システム(浸水ナビ))> https://suiboumap.gsi.go.jp/
		<国土交通省(川の水位情報)> https://k.river.go.jp
		<気象庁(洪水キキクル/浸水キキクル)> https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/riskmap.html

閲覧方法（京都市防災ポータルサイト）

京都市防災ポータルサイト

コンテナー一覧 Language 日本語 検索

ハザードマップ 自然災害発生まで 自然災害発生後 過去の災害 自然災害資料集 その他の危機 **リンク集**

ハザードマップ

- 水害に関するマップ
- 土砂災害に関するマップ
- 地震に関するマップ
- その他

マイ・タイムライン

我が家の防災行動計画
知って作ろう マイ・タイムライン

京都市の気象情報

- 京都市の天気予報 気象庁（別ウィンドウで開く）
- 京都市の天気予報 Yahoo!天気（別ウィンドウで開く）
- 京都市の天気予報 ウェザーニューズ（別ウィンドウで開く）

* 現在、雷注意報が発表されています。



京都市防災ポータルサイト

コンテナー一覧 Language 日本語 検索

ハザードマップ 自然災害発生まで 自然災害発生後 過去の災害 自然災害資料集 その他の危機 **リンク集**

現在位置: ホーム

リンク集

災害種別ごと、関係別ごとにリンク集を作成しています。一部重複しています。

- 気象情報
 - 気象情報
- その他の災害関係
 - 危機管理関係
 - 国土保護関係
 - 原子力災害関係
- 自然災害関係
 - 水害関係**
 - 土砂災害関係**
 - 地震関係
- 新型コロナウイルス感染症関係
 - 新型コロナウイルス感染症関係
- 京都市関係
 - 京都市関係
- 国の機関等

【川の防災情報】
全国の雨量や河川水位をリアルタイムに提供します。

【京都府河川防災情報】
雨量、河川水位等、京都府全域の水に関する情報を提供しています。

【京都府土砂災害警戒情報】
京都府における土砂災害警戒情報の発表状況や地域ごとの土砂災害危険度レベルを確認することができます。

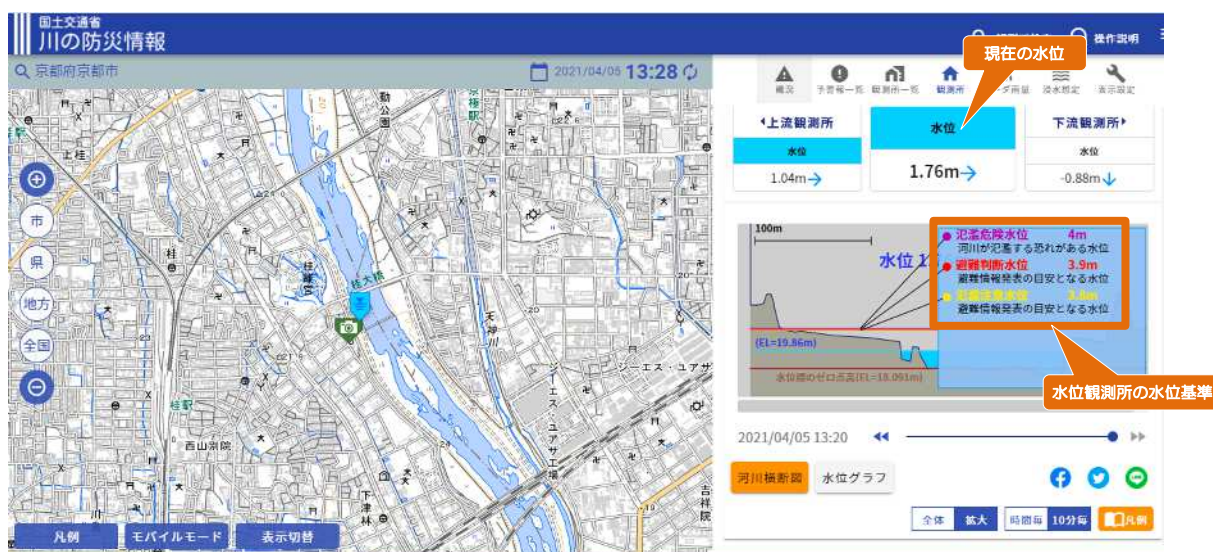
閲覧方法（国土交通省【川の防災情報】）



- ① インターネットで「川の防災情報」を開き、 ② 観測所一覧を選択
「水位・雨量」のボタンを選択



- ③ 一覧から「京都府」、「京都市」を選択し、更に観測所を選択



- ④ 水位観測所における「基準水位」と「現在の水位」を比較しながら確認することが可能

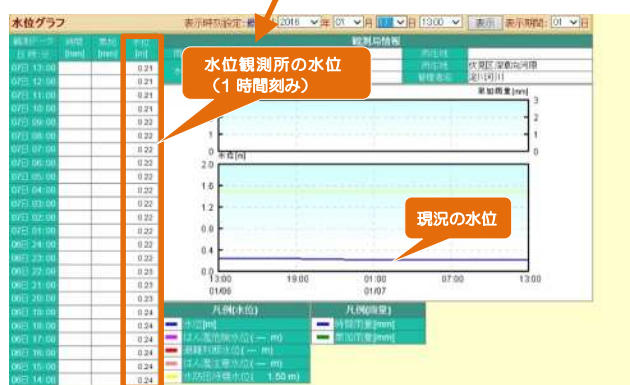
閲覧方法（京都府河川防災情報）



① インターネットで「京都府河川防災情報」を開き、水位情報のボタンを選択



② 地図から見たい水位観測所を選択、若しくは一覧表から見たい水位観測所を選択



③ 地図から選択した場合、水位状況をグラフで確認することが可能

観測所名	観測日	水位	流量	水位	流量	水位	流量	水位	流量
三谷川	07/17	2.02	0.28	-0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
三谷川	07/17	2.02	0.28	-0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
三谷川	07/17	2.02	0.28	-0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
三谷川	07/17	2.02	0.28	-0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
三谷川	07/17	2.02	0.28	-0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
三谷川	07/17	2.02	0.28	-0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
三谷川	07/17	2.02	0.28	-0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
三谷川	07/17	2.02	0.28	-0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
三谷川	07/17	2.02	0.28	-0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
三谷川	07/17	2.02	0.28	-0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

④ 一覧表から選択した場合、水位状況を一覧表で確認することが可能

*宇治（宇治川）、井戸（桂川（周山））水位観測所の水位は閲覧できません。

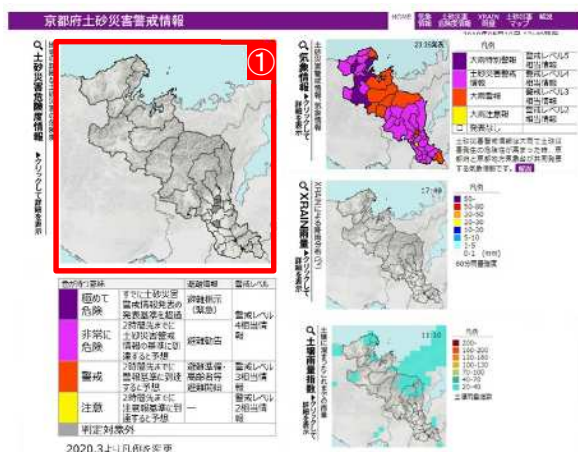
7.2 土砂災害による避難情報の発令の判断基準となる情報の定義と閲覧方法

項目	定義
土砂災害危険警報	避難情報の発令判断や住民の自発的避難の参考となるよう、都道府県の協力を得て気象庁が市町村単位で発表する情報
土砂災害発生危険度情報	観測雨量やレーダー解析雨量等に基づく現在及び今後の雨量と土壌雨量指数等を用いて、土砂災害の発生危険度を予測する防災情報で、京都府では1km四方単位で危険度を表示。 土砂災害危険度の紫の表示は、1～2時間以内に基準超過見込みとなり「危険」な状況であることを表す。
情報入手先 (QRコード)	ホームページアドレス (検索方法)
京都府土砂災害情報	<p>http://d-keikai.pref.kyoto.jp/</p> <p><「京都府土砂」で検索></p>

閲覧方法

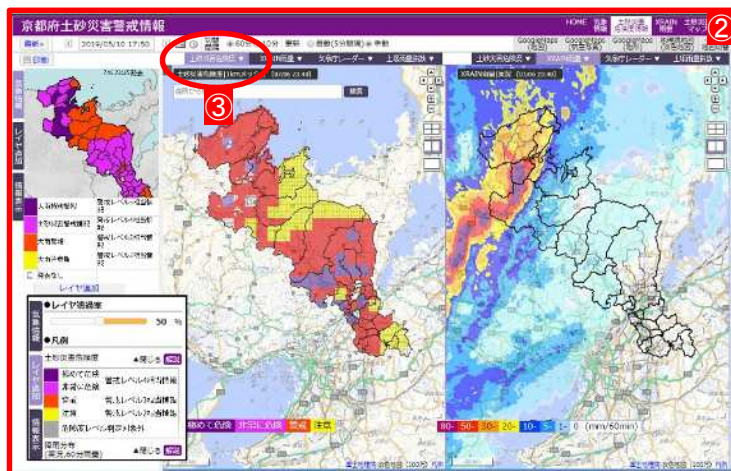
<土砂災害危険度情報>

京都府土砂災害警戒情報システムは、市町村単位で発表される「土砂災害注意報」「土砂災害警戒報」「土砂災害危険警報」を補足するため、京都府内における土砂災害の発生危険度をリアルタイムに表示しています。土砂災害の発生危険度は1km四方の領域（メッシュ）ごとに確認することが可能です。また、上記の土砂災害に関する気象注意報や気象警報の発表状況に加え、地域の雨量情報（XRAINによる解析雨量の分布）も確認することができます。



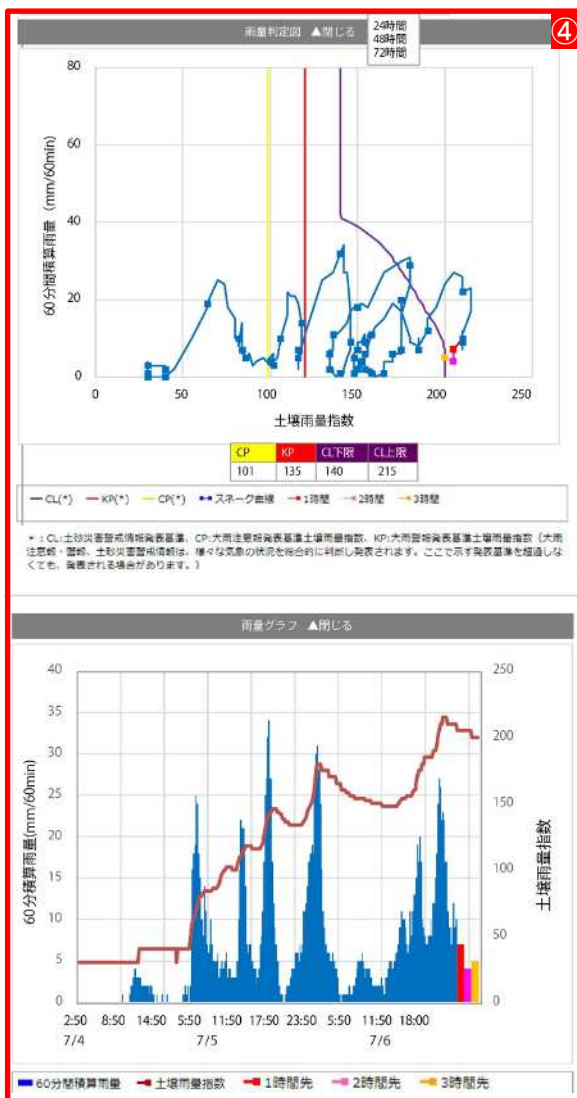
- 1 京都府土砂災害警戒情報システムのトップ画面から土砂災害危険度情報の地図を選択する。

閲覧方法



② 土砂災害危険度情報画面が表示される。

③ 表示する情報を「1kmメッシュ」「地区」に切り替えることができる。



④ 上記②の左側画面で調べたい箇所のメッシュをクリックすると、当該メッシュ内の60分間積算雨量や土壌雨量指数など、土砂災害の危険度を判定するための情報を閲覧することが可能。

ここで表示される雨量判定図からは、現在の状況における土砂災害の危険性を把握することが可能。

8 マニュアルの改定経過

<平成28年3月31日 初版>

<平成28年6月7日 第2版>

避難勧告等の発令の基準となる水位（京都府管理河川）を確定

… 暫定値としていた京都府の管理河川（洪水予報河川、水位周知河川）の避難勧告等の発令の基準となる水位を確定させた。

<平成29年3月31日 第3版>

避難勧告等の名称変更

… 平成28年台風第10号による水害によって、東北・北海道の各地で甚大な被害が発生したことを踏まえ、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、避難勧告等の名称変更など、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の見直しが行われた（「避難勧告等に関するガイドライン」に名称変更）。同ガイドラインの見直しに伴い、避難勧告等の名称変更等を行った。

※ 避難勧告等の名称変更について

(改定前)	(改定後)
避難準備情報	→ 避難準備・高齢者等避難開始
避難勧告	→ 避難勧告
避難指示	→ 避難指示（緊急）

<令和2年4月1日 第4版>

(1) 水害による避難勧告等の発令対象学区等の見直し

平成27年の改正水防法により、河川管理者による京都市域を流域とした「洪水予報河川」及び「水位周知河川」の想定最大規模の降雨に基づく洪水浸水想定区域図の作成、並びに、平成27年12月の「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組として、「家屋倒壊等氾濫想定区域」が新たに設定されたことに伴い、避難勧告等の発令対象学区の見直し等を行った。

(2) 平成30年7月豪雨による課題解決による見直し

平成30年7月豪雨では、市民の適切な避難行動に結びつかなかった等の課題解決のため、避難勧告等の発令区域の区分を2地域から5地域に変更する見直しを行った。

(3) 「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府）改定に伴う見直し

同ガイドラインの改定に伴い、避難勧告等名称の表記を変更する見直しを行った。

(改定前)	(改定後)
避難準備・高齢者等避難開始	→ (警戒レベル3) 避難準備・高齢者等避難開始
避難勧告	→ (警戒レベル4) 避難勧告
避難指示（緊急）	→ (警戒レベル4) 避難指示（緊急）

<令和3年5月20日 第5版>

内閣府の「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」の最終とりまとめの結果を受けて、災害対策基本法が改正させたため、本マニュアルについてもその改正内容に基づき改定を行った。

(1) 避難勧告と避難指示一本化

避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の避難勧告と避難指示(緊急)を「避難指示」に一本化し、現行で避難勧告を発令しているタイミングで避難指示を発令する。

併せて、早期の避難を促すターゲットを名明確にするため、警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直す。

(改定前)		(改定後)
(警戒レベル3)避難準備・高齢者等避難開始	→	(警戒レベル3)高齢者等避難
(警戒レベル4)避難勧告	→	(警戒レベル4)避難指示
(警戒レベル4)避難指示(緊急)	→	—

また、本マニュアルのタイトルを「京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」から「京都市避難情報判断・伝達マニュアル」に変更する。

<令和5年8月2日 第6版>

土砂災害による避難情報の解除の判断基準が、地域ごとに異なる天候の状況を踏まえた運用とするため、解除の判断基準を全市一律から区・支所等の17区分に変更した。

<令和8年6月1日 第7版>

国(気象庁、国土交通省)による新たな防災気象情報の運用開始や、水防法改正によるその他河川(中小河川)の洪水及び下水道等の内水氾濫に係る浸水想定区域図の作成・指定などに伴い、防災気象情報の名称変更や中小河川の避難基準の新設、土砂災害に係る避難基準の見直しなどの改定を行った。

京都市避難情報判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕

平成28年 3月31日 発行
平成28年 6月 7日 一部改定
平成29年 3月31日 一部改定
令和2年 4月 1日 一部改定
令和3年 5月20日 一部改定
令和5年 8月 2日 一部改定
令和8年 6月 1日 一部改定

発行元 京都市行財政局防災危機管理室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話 075(222)3210 FAX 075(212)6790

京都市印刷物第053086号